小樽市過疎地域自立促進市町村計画(素案)

【平成 22 年度～平成 27 年度】

北海道小樽市

目　　次

1　基本的な事項

（1）小樽市の概況 …… 1
　ア　自然的条件の概要 …… 1
　イ　歴史的条件の概要 …… 1
　ウ　社会的、経済的条件の概要 …… 1
　エ　過疎の状況 …… 2
　オ　社会経済的発展の方向の概要 …… 3
（2）人口及び産業の推移と動向 …… 4
　ア　人口の推移と動向 …… 4
　イ　産業の推移と動向 …… 5
（3）行財政の状況 …… 7
　ア　財政の状況 …… 7
　イ　行政組織の状況 …… 8
　ウ　公共施設の整備状況 …… 8
（4）地域の自立促進の基本方針 …… 9
　ア　基本的な考え方 …… 9
　イ　過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）の展開 …… 14
（5）計画期間 …… 14

2　産業の振興

（1）現況と問題点 …… 15
　ア　農林業 …… 15
　イ　水産業 …… 15
　ウ　工業・企業立地 …… 16
　エ　商業 …… 17
　オ　観光 …… 18
　カ　雇用・労働 …… 19
　キ　港湾 …… 19
（2）その対策 …… 20
　ア　農林業 …… 20
　イ　水産業 …… 21
　ウ　工業・企業立地 …… 21
　エ　商業 …… 21
　オ　観光 …… 22
　カ　雇用・労働 …… 23
　キ　港湾 …… 23
（3）計画 …… 24

３　交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

（１）現況と問題点 …… 28
ア　道路・河川等 …… 28
イ　交通 …… 28
ウ　情報・通信 …… 28
エ　地域間交流 …… 29
(ｱ)　広域連携の推進 …… 29
(ｲ)　国内・国際交流 …… 29
（２）その対策 …… 30
ア　道路・河川等 …… 30
イ　交通 …… 30
ウ　情報・通信 …… 31
エ　地域間交流 …… 31
(ｱ)　広域連携の推進 …… 31
(ｲ)　国内・国際交流 …… 31
（３）計画 …… 33

４　生活環境の整備

（１）現況と問題点 …… 34
ア　上下水道 …… 34
イ　廃棄物処理 …… 34
ウ　消防・防災 …… 35
(ｱ)　消防・救急 …… 35
(ｲ)　防災・危機管理 …… 35
(ｳ)　生活安全 …… 35
エ　住宅 …… 36
オ　公園・緑地 …… 36
カ　環境保全 …… 36
キ　都市景観 …… 37
（２）その対策 …… 37
ア　上下水道 …… 37
イ　廃棄物処理 …… 37
ウ　消防・防災 …… 38
(ｱ)　消防・救急 …… 38
(ｲ)　防災・危機管理 …… 38
(ｳ)　生活安全 …… 39
エ　住宅 …… 39
オ　公園・緑地 …… 39
カ　環境保全 …… 40
キ　都市景観 …… 40

（３）計画 …… 41

５　高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）現況と問題点 …… 44
ア　高齢者福祉 …… 44
イ　児童福祉 …… 44
ウ　障がい者福祉 …… 44
エ　地域福祉 …… 45
オ　保健衛生 …… 45
（２）その対策 …… 45
ア　高齢者福祉 …… 45
イ　児童福祉 …… 46
ウ　障がい者福祉 …… 46
エ　地域福祉 …… 46
オ　保健衛生 …… 47
（３）計画 …… 48

６　医療の確保

（１）現況と問題点 …… 50
（２）その対策 …… 50
（３）計画 …… 51

７　教育の振興

（１）現況と課題 …… 52
ア　学校教育 …… 52
イ　社会教育 …… 52
ウ　スポーツ・レクリエーション …… 52
エ　青少年・男女平等参画社会 …… 53
(ｱ) 青少年 …… 53
(ｲ) 男女平等参画社会 …… 53
（２）その対策 …… 53
ア　学校教育 …… 53
イ　社会教育 …… 54
ウ　スポーツ・レクリエーション …… 55
エ　青少年・男女平等参画社会 …… 55
(ｱ) 青少年 …… 55
(ｲ) 男女平等参画社会 …… 55
（３）計画 …… 56

８　地域文化の振興等

（１）現況と問題点 …… 58
（２）その対策 …… 58
（３）計画 …… 59

９　集落の整備（参加・協働によるまちづくり、コミュニティの維持）

（１）現況と問題点 …… 60
（２）その対策 …… 60
（３）計画 …… 61

10　その他地域の自立促進に関し必要な事項

（１）現況と問題点 …… 62
　ア　市街地整備 …… 62
　イ　新幹線を活用したまちづくり …… 62
（２）その対策 …… 62
　ア　市街地整備 …… 62
　イ　新幹線を活用したまちづくり …… 62
（３）計画 …… 63

１　基本的な事項

（１）小樽市の概況

ア　自然的条件の概要

本市は、北海道西海岸のほぼ中央、後志地方の東側に位置し、札幌市、石狩市、赤井川村、余市町の４市町村に接し、面積は約243.30k㎡となっています。東西約36km、南北約20kmと東西に長く、市街地の一方が日本海に面し、他の三方が海までせり出す山々に囲まれていることから、平地が少なく、全体として坂や斜面の多い地形になっています。市域の海岸線は約69kmで、その中央には天然の良港の小樽港があり、西側には勇壮な海岸美として「ニセコ積丹小樽海岸国定公園（昭和38年指定）」に指定された祝津・赤岩・オタモイ海岸が連なります。

気候は、気象庁（札幌管区気象台）の平年値（昭和46年から平成12年）によると、気温の年平均値が8.4℃、月平均最高値は８月の25.5℃、最低値は１月の－6.3℃となっており、北海道にあっては、比較的寒暖の差が小さい海洋性の気候となっています。一方、降水量の年平均値は1,218mm、積雪最大値の年平均は118cmであり、降雪の多い地域といえます。

イ　歴史的条件の概要

本市は、北海道の中で古い歴史を有しており、慶長年間（1596－1615）には、松前藩の「商場（あきんば）」が置かれていたようで、その後、明治政府が「蝦夷地」を「北海道」に改めて本府を札幌に定めると、ヒトやモノが次第に小樽に集まるようになり、明治13年には道内で最初の鉄道が、手宮～札幌間に開通。これにより、小樽港は道内各地への開拓民上陸と物資陸揚げの港となり、大正11年には市制を施行し、昭和初期にかけて、金融機関や世界的な船舶会社、商社などが次々と進出し、道内経済の中心都市として発展を遂げました。

第２次世界大戦を機に、ニシン漁の不漁や樺太の喪失、石炭需要の減少、道内他都市の港湾施設整備などによって雑穀や海産物などの卸商が衰退し、商社や金融機関も札幌へ移転すると、北海道経済の中心は札幌に集中し、小樽経済は衰退、人口も減少の一途を辿り斜陽の都市と称されました。

昭和40年代から50年代にかけては、「運河論争」を機に、明治後期から昭和初期の貴重な遺産である歴史的建造物や小樽運河などが見直され、古い倉庫や建物を利用した観光施設などが開設され、脚光を浴びるようになりました。現在、本市は多くの人々が訪れる観光地となっていますが、一方で人口減少や少子高齢化、産業の衰退や雇用問題など多くの課題を抱えています。

ウ　社会的、経済的条件の概要

本市は、人口190万人の道都札幌市から約40kmの距離にあり、鉄道では、ＪＲ函館本線快速により約30分、また、北海道の空の玄関口である新千歳空港までは、ＪＲ千歳線を経由し約70分の所要時間となっています。道路交通網では、札樽自動車道と国道５号が両市を結び、約１時間で結ばれています。特に国道５号は、平成13年に札樽間が全線４車線化され、渋滞が解消されるなど利便性が大きく向上しました。海上交通では、小樽港から新潟・舞鶴までの長距離フェリーが定期就航しています。

教育面では、高等学校進学率は99.35％（平成21年学校基本調査）、大学等進学率は37.75％（同）で、それぞれ全道35市中９位と17位となっています。なお、本市の高等教育機関としては、小樽商科大学をはじめ、北海道薬科大学、北海道職業能力開発大学校など多くの高等教育機関が設置され

ています。特に小樽商科大学では、平成16年にビジネス創造センターを併設したビジネススクール（ＭＢＡ学位の取得可能）を開講するなど、企業家支援を積極的に展開しています。

経済や雇用の面では、本道景気が引き続き厳しい中、本市においても、観光客入込数が平成11年度以降減少傾向（「２　産業の振興」の項参照）にあるほか、有効求人倍率（常用）は平成13年度が0.38倍（全道0.42）、平成21年度が0.36倍（全道0.35）となっており、厳しい雇用情勢が伺えます。また、市内の着工新設住宅件数も、平成13年の859戸から平成21年は294戸まで急減しています。

一方、市民経済計算（小樽市・推計）によると、平成18年度の市内総生産額は、約4,015億円となっており、平成17年度と比較し7.2%減少しています。また、産業別のそれぞれの生産額は、第１次産業は35億円（構成比0.8%）、第２次産業は1,004億円（同24.4%）、第３次産業は3,072億円（同74.7%）となっています。

本市の産業構造について、特化係数※で比較すると、第１次産業の特化係数は0.22（うち農業は0.04）であり、北海道の割合の５分の１程度に留まっています。第２次産業の特化係数は1.31であり、このうち製造業の特化係数は1.52と高く、製造業の集積が進んでいると言えます。また、第３次産業の特化係数は0.94となっており、全体としては、全道と同様に第３次産業のシェアが７割以上を占めるとともに、第１次産業、特に農業のシェアは低く、製造業のシェアは比較的高いなどが特徴であると考えられます。

分配面においては、平成18年度の一人当たり市民所得は、2,109千円であり、道民所得（2,463千円）、国民所得（2,922千円）よりも低い水準に留まっています。

※特化係数・・・市の産業構成比を北海道の産業構成比で割った係数のことで、この係数が１より大きければ、当該部門の割合が全体に比べ大きいことを意味します。

【市民経済計算の状況】

項　　目		実数（百万円）		対前年増加率(%)
		平成17年度	平成18年度	
小樽市	市内総生産（名目）	432,477	401,473	-7.2%
	市民所得(分配)	329,422	295,220	-10.4%
	一人当たり市民所得	2,317	2,109	-9.0%
北海道	道内総生産（名目）	19,255,299	18,911,157	-1.8%
	道民所得(分配)	14,068,520	13,792,369	-2.0%
	一人当たり道民所得	2,500	2,463	-1.5%
全国	国内総生産（名目）	503,844,700	511,877,000	1.6%
	国民所得(分配)	366,661,200	373,246,600	1.8%
	一人当たり国民所得	2,871	2,922	1.8%

全道、全国は「平成18年度道民経済計算年報」による。「一人当たり所得」は、単位：千円

エ　過疎の状況

本市の人口は、記録にある明治元年の 2,230 人から始まり、昭和 39 年９月末の住民基本台帳人口で 207,093 人と最大値を記録した後は減少が続き、平成 21 年３月末現在の住民基本台帳人口は 135,500 人となり、この 40 年余りの間で７万人を超える人口が減少しました。特に近年は、市外転出による社会減のみならず、死亡数の増加と出生数の減少による自然減も拡大し、人口減に歯止めがかからない厳しい状況が続いています。我が国全体でも平成 16 年をピークに人口減少社会に転じたとされていますが、平成 17 年国勢調査結果を基に、「国立社会保障・人口問題研究所」が推計した平成 32 年の本市の人口は 113,785 人となっており、今後も減少していくものと予測されています。

このような状況を踏まえると、定住人口の増加を望むことは困難ですが、人口は自治体の行財政運営の基礎であり、まちを支える力を維持していくため、人口対策が本市にとって最も重要な課題の一つとなっています。

オ　社会経済的発展の方向の概要

本市では、少子高齢化の急速な進行と人口減少、厳しい地域経済と雇用環境、さらに市財政の窮迫など多くの課題に直面しています。また、分権型社会の本格化とともに地域間競争の激化が予想されます。こうした中で、本市が豊かで活力に満ち、自立したまちとして発展していくためには、他地域と比較し優位にあると考えられる、９つの「小樽ならではの価値」を「地域特性・強み」として市民が共有していく中で、地域振興方策を展開していく必要があります。

【小樽ならではの価値　＝　地域特性・強み】

①札幌市と隣接する地理的環境

・大都市札幌市と隣接し、空港や他都市との交通アクセスも良いことから、通勤や通学、観光客など交流人口の拡大が進んでいる。
・人口や購買力の流出など本市にとって脅威となる反面、190万人という大きな市場を取り込む機会として捉えられる。

②恵まれた自然環境

・日本海に面する長い海岸線は、海水浴やマリンスポーツでにぎわうレジャーポイントとなっている。
・市街地を囲むように広がる山や丘陵地は緑豊かな環境を生み出し、スキーや登山など季節に応じたスポーツが行われている。

③産業・文化遺産などの歴史的資源

・明治後期から昭和初期における北海道経済の中心地として繁栄した時代の歴史的建造物や小樽運河などは、本市の魅力を特徴付ける資源である。
・平成19年に近代化産業遺産として旧国鉄手宮線や鉄道施設が認定されており、このような歴史的資源は、地域のイメージを高める大きな要素となっている。

④文学館や美術館を有する文化的環境

・本市では、作家の伊藤整や小林多喜二、洋画家の中村善策、版画家の一原有徳など、文学や美術などの分野で優れた業績を残した芸術家を多く輩出しており、これらの作家や芸術家の作品や資料などが、市立文学館と美術館に所蔵されている。
・伊藤整文学賞など市民レベルでの文化活動も積極的に行われている。

⑤大学などを有する学術的環境

・本市には、小樽商科大学、北海道薬科大学、北海道職業能力開発大学校の高等教育機関が所在しており、情報の集積や専門的人材の育成、産・学・官連携による共同プロジェクトへの参画など、地域の活性化を推進する上で重要な存在となっており、知的、人的な資源を最大限に活用したまちづくりの可能性を持っている。

⑥優れた技術が集積する産業的環境

・商工港湾都市として発展した本市には、多くの職人が集まり、様々な技術が集積している。現在もその技術は受け継がれており、工業製品や新鮮な素材を用いた水産加工品、良質な水を使った酒類の製造など、本市の地場産業を支えている。

・石狩湾新港地域は、札幌市に隣接する広大な工業団地であり、食品や物流を中心とした企業立地が進み、今後、エネルギー関連事業などの進出が期待される。

⑦多様な機能を有する港湾施設

・一世紀にもわたり港湾機能の充実を進めてきた小樽港は、港湾運送業務に関して質の高い機能が集積している。長距離フェリー航路を有し、日本海側の海の玄関口となっているとともに、中国をはじめ東アジア諸国、ロシア極東などとの貿易拡大が進んでいる。

・小樽港マリーナなど海洋レクリエーション基地としての機能も有するとともに、ウイングベイ小樽など商業施設や観光拠点とも近接し、利便性の高さからクルーズ客船の寄港地ともなっており、観光や経済への波及効果が期待できる。

⑧まちづくりに対する自主的な市民活動

・かつて、小樽運河の保存を訴える市民運動が起こり、市を二分した小樽運河論争があり、この経験は、その後のまちづくりに対する市民参加へとつながり、「雪あかりの路」に代表される市民主体の活動を生み出した。

・地域のボランティアや高齢者などの自主的な活動による子育て支援や清掃・啓発活動など、様々な場面で市民活動が活発に行われており、今後のまちづくりの重要な役割を担っていくと期待される。

⑨全国的な小樽の知名度

・本市は、新鮮な食材やガラス工芸、独特の景観などが支持され、年間約700万人の観光客が訪れる。経済研究機関が行った市区町村の魅力度調査（平成19年）では全国で第５位にランキングされるなど、全国的にも高い知名度を有する。

・映画やドラマの舞台として頻繁に登場することから、中国、韓国、台湾など東アジア圏からの観光客が増加している。高い知名度は、観光や産業の面での大きな強みとなるとともに、首都圏をはじめとした都市部からの移住促進にも有利に作用すると考えられる。

（２） 人口及び産業の推移と動向

ア　人口の推移と動向

本市の人口は、国勢調査によると、大正９年第１回調査時の 108,113 人以来増加の一途をたどっていましたが、昭和 35 年の 198,511 人をピークにして減少に転じ、平成 17 年には 142,161 人となり、約３割も減少しました。近年は、ほぼ毎年約２千人ずつ減少し、平成 21 年３月末現在の住民基本台帳人口は 135,500 人であり、10 年前と比較すると 10.8%の減少率となっています。

平成 17 年の人口構成を年齢３区分別にみると、15 歳未満の年少人口が 15,082 人（総人口の 10.6%）、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口が 88,088 人（同 62.0%）、このうち 30 歳未満の若年

者層は 36,291 人（同 25.5%）、さらに 65 歳以上の老年人口が 38,984 人（同 27.4%）となっています。10 年前の平成７年と人口構成比を見た場合、年少人口の比率が 2.4 ポイント、生産年齢人口は 5.6 ポイント、うち若年者層は 4.6 ポイントそれぞれ減少しています。

一方、高齢者比率は、８ポイントの大幅増となっており、少子高齢化が進行しており、今後もこの傾向が続くものと考えられます。また、この期間の生産年齢人口の減少数 18,058 人のうちの５割以上を 15 歳から 30 歳未満の若年者が占めており、就業状況などから市外へ転出していることがうかがえます。

男女別の人口では、住民基本台帳における平成 21 年３月末現在の男性人口は 61,546 人、女性人口は 73,954 人で、女性が男性を 12,408 人上回っています。人口性比（女性 100 人に対する男性の数）は 83.2 となり、全道の 90.4 をかなり下回っており、女性の比率が非常に高い人口構成となっています。

イ　産業の推移と動向

平成 17 年の国勢調査の結果による本市の産業別就業者数の割合は、第３次産業が 75.4%（46,949 人）と最も多く、次いで第２次産業の 18.8%（11,730 人）、第１次産業の 1.4%（871 人）となっています。10 年前の平成７年国勢調査結果を 100 とした場合、就業者総数は 85.8、第１次産業と第２次産業はいずれも 67.3、第３次産業は 87.4 となっています。

15歳以上の就業者62,284人を産業大分類別にみると、「卸売・小売業」が13,140人（構成比21.1%）で最も多く、以下「サービス業」の9,016人（同14.5%）、「医療・福祉」の7,451人（同12.0%）、「製造業」の6,832人（同11.0%）、「建設業」の4,889人（同7.8%）、「飲食店・宿泊業」の4,346人（同7.0%）、「運輸業」の4,205人（同6.8%）と続いており、本市は、卸売・小売、サービス業中心のまちといえます。しかしながら、平成７年と比較すると「医療・福祉」を除き、これら主要な業種はすべて従業員数が減少しています。

このことから、人口の減少や購買力の流出などにより、事業所を取り巻く経営環境が厳しくなっている一方で、高齢化の進展などに伴い「医療・福祉」のニーズが高まり、従業員数が増加しているものと予測されます。

表１－１（１）人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 198,511	人 196,771	% △ 0.9	人 191,856	% △ 2.5	人 184,406	% △ 3.9	人 180,728	% △ 2.0
0歳～14歳	57,100	46,740	△ 18.1	41,208	△ 11.8	40,411	△ 1.9	37,726	△ 6.6
15歳～64歳	131,067	137,929	5.2	136,245	△ 1.2	127,028	△ 6.8	123,488	△ 2.8
うち15歳～29歳(a)	57,000	58,247	2.2	54,178	△ 7.0	44,542	△ 17.8	37,421	△ 16.0
65歳以上(b)	10,344	12,102	17.0	14,403	19.0	16,945	17.6	19,514	15.2
(a)/総数 若年者比率	% 28.7	% 29.6	－	% 28.2	－	% 24.2	－	% 20.7	－
(b)/総数 高齢者比率	% 5.2	% 6.2	－	% 7.5	－	% 9.2	－	% 10.8	－

※　年齢不詳があるため、各層の合計と総数は必ずしも一致しない。

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 172,486	% △ 4.6	人 163,211	% △ 5.4	人 157,022	% △ 3.8	人 150,687	% △ 4.0	人 142,161	% △ 5.7
0歳～14歳	32,675	△ 13.4	25,242	△ 22.7	20,352	△ 19.4	17,398	△ 14.5	15,082	△ 13.3
15歳～64歳	117,821	△ 4.6	112,165	△ 4.8	106,146	△ 5.4	98,035	△ 7.6	88,088	△ 10.1
うち15歳～29歳(a)	32,728	△ 12.5	31,965	△ 2.3	30,605	△ 4.3	27,101	△ 11.4	21,209	△ 21.7
65歳以上(b)	21,988	12.7	25,804	17.4	30,524	18.3	35,253	15.5	38,984	10.6
(a)/総数 若年者比率	% 19.0	－	% 19.6	－	% 19.5	－	% 18.0	－	% 14.9	－
(b)/総数 高齢者比率	12.7	－	15.8	－	19.4	－	23.4	－	27.4	－

※　年齢不詳があるため、各層の合計と総数は必ずしも一致しない。

表１－１（２）人口の推移（住民基本台帳）

区　分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成21年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 151,932	% －	人 143,900	% －	% △ 5.3	人 135,500	% －	% △ 5.8
男	69,673	45.9	65,680	45.6	△ 5.7	61,546	45.4	△ 6.3
女	82,259	54.1	78,220	54.4	△ 4.9	73,954	54.6	△ 5.5

表１－１（３）産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 79,386	人 86,937	% 9.5	人 89,880	% 3.4	人 82,367	% △ 8.4	人 79,486	% △ 3.5
第一次産業 就業人口比率	% 6.3	% 5.1	－	% 4.0	－	% 3.3	－	% 3.0	－
第二次産業 就業人口比率	29.8	30.7	－	30.2	－	27.6	－	26.4	－
第三次産業 就業人口比率	63.8	64.2	－	65.7	－	69.0	－	70.6	－

区分	昭和60年		平成２年		平成７年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 74,296	% △ 6.5	人 73,270	% △ 1.4	人 72,631	% △ 0.9	人 68,553	% △ 5.6	人 62,284	% △ 9.1
第一次産業 就業人口比率	% 2.5	－	% 2.0	－	% 1.8	－	% 1.5	－	% 1.4	－
第二次産業 就業人口比率	24.7	－	26.2	－	24.0	－	22.1	－	18.8	－
第三次産業 就業人口比率	72.6	－	71.7	－	73.9	－	75.7	－	75.4	－

産業別就業者数は、不詳・分類不能があるため、就業人口比率の計は１００とならない。

（３） 行財政の状況

ア 財政の状況

本市の財政規模は、表１－２（１）①の普通会計決算額ベースで、平成 20 年度歳入総額が 546 億円、歳出総額が 552 億円であり、平成 12 年度と比較すると、歳入が 171 億円、歳出が 160 億円減少しています。減少幅は、歳入が 23.8%、歳出が 22.5%となっており、全道における人口が 10 万人以上の都市で合併特例法の適用がない都市の平均が、歳入で約８%、歳出で約７%の減少幅であることから、本市では、財政再建を目指す中、超緊縮型の財政運営が続いているといえます。

同様に財政の状況について、全道における人口 10 万人以上の都市と比較すると、歳入面では人口一人当たりの市税収入が少なく、地方交付税に依存する度合が高いという特徴があります。一方、歳出面では、生活保護費などの扶助費や市債の償還費など、義務的経費の占める割合が高いという特徴があり、財政構造上も、政策的経費のための財源捻出が困難であり、硬直化した状況が続いています。

このような中、財政の健全化を目指し、これまでも組織機構や事務事業の見直しなど、行財政改革を進めてきましたが、人口の減少や景気の低迷などによる市税収入の減少に加え、地方交付税の減少などから、平成 16 年度以降は赤字決算となっています。また、本市では、普通会計のほか、国民健康保険事業特別会計、病院事業会計においても、多額の累積赤字を抱えており、財政再建は、市政の重要課題となっています。

現在、将来にわたり安定した財政運営を行っていくため、組織機構や事務事業の見直しなど、引き続き行財政改革の取組を進めるとともに、緊急性や必要性を踏まえた「選択と集中」による事業の推進に努めながら、健全な財政基盤の確立を目指しています。

表１－２（１）① 市町村財政の状況

（単位：千円）

区　　分	平成12年度	平成17年度	平成20年度
歳　入　総　額　A	71,697,542	63,686,447	54,606,057
一　般　財　源	37,743,348	33,650,215	32,501,837
国　庫　支　出　金	9,464,365	9,512,843	9,532,200
都道府県支出金	2,126,427	1,886,575	2,602,947
地　方　債	4,580,506	3,337,247	3,223,274
うち　過　疎　債	0	0	0
そ　の　他	17,782,896	15,299,567	6,745,799
歳　出　総　額　B	71,287,748	65,089,775	55,256,275
義　務　的　経　費	34,315,229	33,610,701	32,495,097
投　資　的　経　費	7,684,605	2,515,240	2,597,442
うち　普通建設事業	7,684,605	2,461,983	2,597,442
そ　の　他	29,287,914	28,963,834	20,163,736
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額　C（A-B）	409,794	△ 1,403,328	△ 650,218
翌年度へ繰越すべき財源　D	76,096	5,386	9,262
実質収支　C－D	333,698	△ 1,408,714	△ 659,480
財　政　力　指　数	0.465	0.464	0.481
公債費負担比率	18.2	22.2	21.1
実質公債費比率		19.2	16.1
起　債　制　限　比　率	13.3	15.9	15.2
経　常　収　支　比　率	94.9	99.1	98.6
将　来　負　担　比　率			135.2
地　方　債　残　高	76,445,230	69,480,519	59,037,183

イ　行政組織の状況

本市の財政は、引き続き厳しい状況にあり、将来にわたって安心した財政運営を行っていくためには、人口や財政の規模に見合った市政運営が前提となります。

このため、本市では、財政再建を進める中、人件費総額の抑制のため、原則、退職者不補充の考えの下、職員数の削減に努めてきました。職員数は、平成 12 年４月現在では 2,255 人でしたが、平成 22 年４月現在で 1,681 人となり、この 10 年間で 574 人（△25.4%）の人員削減を行っています。今後、さらに、組織・機構の見直しや民間と行政の役割分担の見直しを行うなどし、一層の行政運営の効率化を進めていきます。

表１－２（１）②　職員数の状況（各年４月・実人数）

組織	平成12年	平成22年	組織	平成12年	平成22年
市長部局	961	717	水道局	136	85
議会事務局	12	10	病院局	620	477
選挙管理委員会事務局	5	4	教育委員会	228	140
監査委員事務局	5	4	公平委員会		－
農業委員会事務局	5	3			
消防本部	283	241	合計	2,255	1,681

病院局は、平成 21 年度から地方公営企業法を全部適用。平成 12 年は市長部局であるが、便宜上独立して掲載。

ウ　公共施設の整備状況

本市は平地が少なく起伏にとんだ地形に加え、古くからの街並みも残っており、狭あいで勾配の急な道路が多いことなどから、歩道整備などが遅れていますが、平成 20 年度末の道路改良率は 80.1%、舗装率は 76.4%と、全道平均よりも上回っている状況にあります。

一方、上下水道は、水道の大正３年からの創設、下水道の昭和 30 年の事業認可以来、着実な整備を進めるとともに、普及を図ってきたところです。平成 20 年度末の水道普及率は 99.9%、水洗化率は 95.3%に達していることなどから、これまでの「建設・拡張」から「適正な維持管理」の時代に移行しており、こうした環境変化をふまえながら、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、適切な整備や既存施設の長寿命化などを進めます。

表１－２（２）

区分		昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成20年度末
市　町　村　道	改良率（%）	55.0	62.8	74.1	78.4	80.1
	舗装率（%）	25.1	42.6	66.7	74.2	76.4
耕地１ha当たり農道延長（m）		－	－	－	89	89
林野１ha当たり林道延長（m）		0	0	0	0	0
水道普及率（%）		94.6	98.6	99.4	99.8	99.9
水洗化率（%）		0.0	66.6	75.7	91.3	95.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数		7.6	12.0	17.9	20.0	19.2

（4）地域の自立促進の基本方針

ア　基本的な考え方

平成 21 年度からスタートした「第６次小樽市総合計画」では、「市民福祉の向上」を基本理念とし、「市民と行政がともに知恵を出し合い、協働のまちづくりを進め、市民が快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指す」ことを目的としています。

また、「先人たちが築いてきた小樽特有のかけがえのない財産を守りはぐくみ、多彩な資源を効果的に活用しながら、にぎわいや活力に満ちた地域経済の創出に努めるとともに、本市の将来あるべき姿を市民とともに考え、行動する協働のまちづくりを一層推進し、だれもが健康で快適に暮らせる地域社会の実現を目指す。」とし、将来都市像を次のとおりとしています。

【小樽市の将来都市像】

『歴史と文化が息づく　健康、にぎわい、協働のまち』

このため、本過疎計画においては、「新・北海道総合計画（ほっかいどう未来創造プラン・平成 20 年度～概ね 10 年間）」や「北海道過疎地域自立促進方針（平成 22 年度～平成 27 年度）」との整合性を確保しつつ、将来都市像『歴史と文化が息づく　健康、にぎわい、協働のまち』の実現を目指すこととします。

一方、本市において急激に進行する人口減少や少子高齢化は、域内経済規模の縮小、税や社会福祉における負担の増大、地域社会の活力低下など、産業、労働、地域社会に様々な課題が生じることを意味しています。現実に本市では、地場産業の衰退、雇用の減少、市財政の悪化など、負のスパイラルに直面しています。こうした問題を解決しながら、まちづくりを進めていくためには、他地域と比較し、恵まれた自然環境、魅力的な産業遺産や文化遺産、優れた産業技術、多様な機能を有する港湾、さらには全国的にも高い知名度、札幌市との至近性など、「小樽ならではの価値＝地域特性・強み」を最大限に活かしていくことが求められます。

こうしたことから、将来都市像を実現するため、次の５項目の「まちづくりのテーマ」を過疎地域自立促進対策の基本方向として定める中、「小樽ならではの価値＝地域特性・強み」を踏まえ、本市の持つポテンシャル（潜在力）を引き出し、各分野における施策を総合的に展開することにより、過疎化を食い止め、地域の自立を促進します。

【基本方向　：まちづくりのテーマ】

Ⅰ　人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

Ⅱ　安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

Ⅲ　自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）

Ⅳ　ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

Ⅴ　心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

【まちづくりテーマと施策の体系】

Ⅰ　人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）

◆産業振興

［農林業］

農業生産基盤の整備、施設栽培の促進や農業経営の改善、遊休農地の利活用を図るとともに、市民農園などを活用し、市民と農業のふれあいを推進します。また、林業については、森林の持つ公益的機能を生かすため、森林の保全・整備を進めます。

［水産業］

漁場の造成や漁場環境の保全、栽培漁業の技術開発、漁港の整備などを推進するほか、水産物などの高付加価値化や新製品の開発などにより、需要の創出と販路の拡大に努めます。

［工業・企業立地］

異業種などの連携による技術や情報の活用を図り、地場製品のブランド化と国内外への販路拡大に努めます。また、積極的に企業誘致を進めるとともに、企業間の連携を図り、地域経済への波及効果を高めます。

［商業］

商店街、市場(いちば)、大型店など、それぞれが機能と役割を発揮し、消費者ニーズに対応した商業環境づくりに努めるほか、人材育成など経営基盤の強化を図ります。

［観光］

観光資源の発掘や観光拠点の整備、イベントの創出など観光客の回遊性を高めることにより、時間消費型観光への移行を進め、基幹産業としての発展に努めます。また、情報発信や観光プロモーションの推進、受入れ体制の充実を図り、観光客の誘致に努めます。

［雇用・労働］

雇用の場の確保や働く意欲のある方への就業支援、職業能力の開発に努めるとともに、労働環境の整備を図ります。

［港湾］

国内貨物の誘致や対岸諸国などとの貿易の拡大のほか、クルーズ客船の寄港促進に努めます。

また、まちづくりと連携した港湾空間の形成を図るとともに、関係機関との連携による海洋に関する調査・研究などの推進に努めます。

Ⅱ　安全で快適な住みよいまち（生活基盤）

◆交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流

［道路・河川等］

人にやさしい道路環境に配慮するとともに、円滑な交通の確保に努めます。また、治水対策を進めるとともに、親水空間などに配慮した水辺環境の創出に努めます。

国、北海道との除雪体制の連携を強化するとともに、地域総合除雪体制の充実に努めます。

［交通］

交通網の計画的な整備や公共交通機関の利用促進などに努めるとともに、既存の交通機能の充実と北海道新幹線など新たなネットワークの実現に努めます。

［情報通信］

行政の情報化や情報セキュリティ対策を総合的に進めます。また、地域のデジタル化対応に向け、テレビ中継局の整備を進めます。

［地域間交流］

住民サービスの向上を効率的に推進するため、関係市町村と協力した行政運営はもとより、市民交流、経済交流、公共施設やサービスの相互利用など行政区域を越えた広域連携の推進に努めます。また、姉妹都市などとの人的、文化的、経済的交流を図るとともに、市内に暮らす外国人への支援や市民との交流機会の拡大などを進めます。

◆生活環境の整備（その１）

［上下水道］

施設の改築更新や災害に強い施設づくりを進め、持続可能な上下水道システムの構築と環境に配慮した循環型社会の創出に向けて取り組みます。

［住宅］

民間住宅の建設やリフォームの支援、公的住宅の建替えと改善を進めるとともに、利便性の高い中心市街地については、まちなか居住の促進に努めます。

［消防］

火災の未然防止や消防体制の整備による災害対応力の向上に努めるほか、安全対策や救急救助体制の充実に取り組みます。また、消防力全体の見直しや近隣消防本部との広域応援体制の確立、消防団組織の活性化を図ります。

［防災・危機管理］

土砂災害の防止や防災等の情報通信手段の充実を図るほか、各自治体との広域応援体制を確立し、災害発生時等の応急体制の強化に努めます。

［生活安全］

交通安全や防犯意識の高揚を図り、道路交通環境の確保や防犯体制の整備を進めるとともに、消費者の保護や消費者が自ら考え行動できるよう支援に努めます。

◆集落の整備（地域コミュニティ）

情報公開や市民参加の機会を拡大し、透明性の高い市政運営に努め、地域住民や団体など多様な主体と連携する地域コミュニティの強化を図ります。

◆その他地域の自立促進に関し必要な事項（市街地整備等）

都市基盤を有効に活用しつつ新しい都市機能を加え、にぎわいあふれる市街地の再生を進めます。また、今後開通予定の北海道新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりの検討を進めます。

Ⅲ　自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）

◆生活環境の整備（その２）

［廃棄物処理］

ごみの３Ｒ（発生抑制：Reduce、再使用:Reuse、資源化：Recycle）への取組を進めるとともに、環境に配慮した廃棄物の適正な処理体制の構築に努めます。

［公園・緑地］

今ある豊かな自然環境を守るとともに、魅力ある公園・緑地の整備を進め、緑をはぐくみ、緑とふれあう機会の充実を図ります。

［環境］

市民、事業者、行政が協力して温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、自然エネルギーなどの活用に向けた情報収集や研究を進めます。また、公害の未然防止に努め、豊かな自然とふれあう環境づくりを進めます。

［都市景観］

様々な景観資源を本市固有の財産として守り育てるとともに、景観法を活用し、新旧が調和した景観づくりに努めます。

Ⅳ　ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）

◆高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

［高齢者福祉］

高齢者が暮らしやすい環境づくりを進め、また、生きがいづくりと社会参加を支援します。

［児童福祉］

家庭や地域社会全体がそれぞれの役割を担うよう働き掛けるとともに、多様な市民ニーズに対応した保育サービスの充実など子育て支援の推進に努めます。

［障がい者福祉］

障がいのある人が自己の能力を最大限に発揮できるように努め、その自立を支援するとともに、障がいに対する市民の理解が深まるように努めます。

［地域福祉］

すべての団体、個人が、それぞれ役割を持って地域福祉活動に参加できるよう、地域社会全体で支え合う仕組みづくりに努めます。

［保健衛生］

子どもから高齢者までの健康づくりを支援するとともに、食の安全を確保するための情報提供や感染症等に対処するための危機管理体制の強化などに努めます。

◆医療の確保

医療機関相互や福祉施設などとの連携等を進め、医療資源の効率的な活用に努めます。また、市立病院については、担うべき役割を明確にし、両病院を統合・新築します。

Ⅴ　心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

◆教育の振興

［学校教育］

一人ひとりの個性を大切にし、創意工夫を凝らした特色ある教育活動を行い、学校、家庭、地域との連携を深めながら、信頼される学校づくりを進めます。また、小中学校の規模・配置の適正化と施設整備の充実を図ります。

［社会教育］

生涯各期にこたえる学習機会の提供とその学習成果を社会に生かすことができる社会教育活動の充実を図ります。

［スポーツ・レクリエーション］

生涯スポーツの普及、振興とスポーツ団体の育成、強化を図るとともに、スポーツ・レクリエーション施設の整備と有効活用に努めます。

［青少年］

学校、家庭、地域などと連携し、青少年の健全育成のための環境づくりや非行防止活動の推進に努めるほか、子どもの基本的人権の尊重と保護に努めます。

［男女平等参画社会］

男女を問わずそれぞれの個性や能力を発揮できるように、男女平等参画への環境づくりや男女平等の意識改革を進めます。

◆地域文化の振興等

文化芸術活動への支援や質の高い文化芸術に接することができるように努めます。また、貴重な文化遺産を後世に伝えるため、文化財の保護、活用に努めます。

イ　過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）の展開

他地域に比較し、人口減少、少子高齢化が急速に進展する本市にとっては、市民が安心して暮らし続けられるよう、地域力の持続性を高め、定住を促進していくことが喫緊の課題となっています。

このため、「基本方向：まちづくりのテーマ」の各施策を着実に進めることと併せて、特に重点的に対策を講ずるものとして、「住民福祉の向上」及び「雇用の増大」をキーワードに、関連する施策を横断的かつ柔軟に展開します。

また、今後とも効率的で安定した市民サービスを提供していくため、近隣市町村との緊密な連携や機能分担のもと、定住促進策や経済の自立に向けた取組を進めます。

これら施策展開に当たっては、新たな支援措置である過疎地域自立促進特別事業を効果的に活用することとし、にぎわいと活力に満ちたまちで、誰もが健康で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

【過疎地域自立促進特別事業の展開方向】

◆市民が安心して末長く暮らせるよう、「住民福祉の向上」及び「雇用の増大」を目指す。

①少子高齢化対策

人口減少の著しい本市においては、人口対策の観点からも、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを進めるとともに、高齢化社会をまち全体で支える体制の整備・充実を図る。

②地域コミュニティの充実

市民と行政が一体となったまちづくりのため、地域住民がコミュニティ活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、市民の発想による自主的なまちづくり活動を促進するため、ボランティア団体やＮＰＯなどの支援に努める。

③地場産業の振興

地域経済の活性化と雇用の場の確保のため、官民協働による企業誘致や商店街のにぎわいづくりを促進するとともに、農水産業の担い手支援などを進める。

◆中心市と周辺市町村が連携し、人口の定住と経済の自立を図る。

「北しりべし定住自立圏」※の構成市町村が連携し、市外からの移住の促進のほか、医療の確保や地域福祉対策など住民が安心して暮らせる地域づくりと、地場産品の販路拡大や広域観光の形成など、地域資源を最大限に活用した経済・産業の活性化を推進する。

※　小樽市を中心市とし、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村において、「北しりべし定住自立圏の形成に関する協定」を平成 22 年４月１日に締結。

（５）　計画期間

本計画の計画期間は、平成 22 年４月１日から平成 28 年３月 31 日までの６か年とします。

２　産業の振興

（１）現況と問題点

ア　農林業

本市の農業は、大消費地である札幌圏に近接した地理的条件などから野菜類を中心に果実、いも類、水稲、花きなどの幅広い生産が行われていますが、傾斜地が多いなど地形的な制約により大規模営農を難しくしており、ほとんどが耕地面積１ha 未満の小規模営農となっています。

農業を取り巻く環境として、農家戸数、農家人口、耕地面積は、いずれも減少傾向にある中、農業経営者や農業従事者の高齢化、後継者不足、これに加え農産物の価格低迷など厳しい状況にあり、耕作放棄地の増加や生産体制の弱体化などにより農業地域の活力低下が懸念されています。このため、農地の高度利用を図るとともに、農業生産基盤の整備や担い手の育成と確保、農地の利用集積などを進め、地域の特性を生かした生産性の高い農業を推進する必要があります。

また､都市近郊に位置する本市の農業は､安全で信頼できる農産物の供給が求められているほか、学童農園や市民農園等による農業体験機会や心安らぐ緑地空間の提供など、余暇活動や身近なレクリエーションの場として多面的な役割を担っています。こうした関心が高まっている中で、農業体験機会を通した農業に対する理解と市民ニーズに対応した農地の活用が求められています。

林業については、森林が持つ環境保全機能を確保するためにも、植林、保育事業など森林保護や森林整備の推進が必要です。

表２－（１）農業経営の状況

区　　分	平成７年	平成12年	平成17年
総　　数(戸)	449	357	249
専業農家	179	－	－
第１種兼業農家	84	－	－
第２種兼業農家	186	－	－
農家人口(人)	1,362	1,045	690
うち農業従事者	938	758	－
うち150日以上従事者	407	－	－
耕地面積（ha)	317	231	180
田	21	16	－
畑	251	176	－
樹園地	45	39	－

（資料：北海道農林水産統計年報）

イ　水産業

本市の水産業は、海洋環境の変化などにより水産資源が減少する中で、経営体数、従事者ともに減少傾向にあります。漁獲量も各年により変動はあるもののおおむね減少傾向にあり、水産物の安定供給を確保するためには資源管理型漁業を推進していくとともに、漁業経営安定のため、漁業技術の開発や向上への支援、良好な漁場の造成、漁場環境の保全などを推進していく必要があります。

燃料費など諸経費の高騰や漁業就業者の減少、高齢化の進行など、漁業経営を取り巻く環境は厳しい状況にあります。このため、省エネルギーなど効率的な漁業への転換や担い手の育成と確保のために関係団体と連携した取組が求められています。また、水産物陸揚げ作業の安全確保や作業時

間の短縮による鮮度保持、生産コスト縮減のため、漁港施設の整備が求められています。

水産物や水産加工品の高付加価値化と新製品の開発などによる新たな需要の創出と販路拡大が求められています。また、消費者ニーズにこたえる安全で信頼される水産物や水産加工品を供給するために鮮度の保持や衛生管理を一層高めることが必要です。

ウ　工業・企業立地

工業については、本市の特徴として水産加工品を中心とした食料品製造業が製造品出荷額で全体の約４割、従業員数で約５割を占めています。また、金属製品製造業や鉄鋼業なども集積しているほか、飼料やプラスチック製品製造業のウェイトも高くなっています。平成 10 年実績と比較すると、中国の鉄鋼需要に伴って鉄鋼業は好調に推移していますが、製造業全体としては、近年、事業所数、従業員数、製造品出荷額とも減少傾向にあり、工業を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

表２－（２）工業の状況

産業分類（中分類）		平成10年	平成15年	平成19年
事業所数	食料品	153	137	118
	飲料・たばこ・飼料	10	9	10
	家具・装備品	23	15	17
	プラスチック製品	25	22	19
	ゴム製品	10	7	5
	窯業・土石製品	20	17	11
	鉄鋼業	5	4	4
	金属製品	51	41	35
	一般機械器具	28	23	24
	その他	105	79	58
	合計	430	354	301
従業員数	食料品	4,345	4,416	3,969
	飲料・たばこ・飼料	277	240	279
	家具・装備品	321	236	248
	プラスチック製品	675	713	662
	ゴム製品	548	317	327
	窯業・土石製品	208	174	114
	鉄鋼業	198	170	158
	金属製品	989	765	626
	一般機械器具	601	472	491
	その他	2,084	1,418	1,163
	合計	10,246	8,921	8,037
製造品出荷額等	食料品	7,621,497	7,022,339	6,969,942
	飲料・たばこ・飼料	1,914,977	1,404,010	1,397,711
	家具・装備品	400,944	264,447	315,824
	プラスチック製品	1,305,342	1,311,865	1,455,756
	ゴム製品	605,411	504,941	489,884
	窯業・土石製品	466,167	390,528	279,051
	鉄鋼業	719,085	905,938	1,313,560
	金属製品	2,251,992	1,480,244	1,106,256
	一般機械器具	1,000,880	684,443	707,773
	その他	3,357,841	2,401,725	2,178,383
	合計	19,644,136	16,370,480	16,214,140

（製造品出荷額の単位は万円、資料：工業統計調査）

このため、国際化や情報化の進展、価値観の多様化など社会経済情勢が大きく変化する中で、時代や市場のニーズに的確に対応していくことが求められています。

地域経済活性化のためには工業の振興が不可欠であり、産・学・官連携や異業種連携などのネットワークの形成を図り、技術や経営に関する外部資源の活用を進めることにより、中小企業を中心とした地場企業の経営基盤の強化や起業の支援、人材の育成が必要です。

国内においては、人口減少や少子高齢化の進行により市場規模が縮小傾向にありますが、中国をはじめとした東アジアなどの対岸諸国では経済成長が続き、日本製品に対する評価が高まっています。市場の開拓に当たっては、国内だけではなく、こうした国や地域を視野に入れ、高い知名度と恵まれた地域資源を活用した新たな商品開発や市場開拓など経営の革新が必要です。

近年では石狩湾新港地域と銭函工業団地に企業の集積が進んでいますが、地場産業の振興や雇用機会の拡大を図るため、今後も積極的に企業誘致を進める必要があります。そのためには、地域間競争が激しい中、本市の特性や地域資源の効果的なＰＲに努め、優位性を強調することが求められています。

エ　商業

本市の商業を取り巻く環境は、小売業で、人口の減少や個人消費の低迷などにより市全体の購買力が縮小しているほか、ネットビジネスなど流通・販売チャネルの多様化や、札幌市への購買力の流出などにより、厳しいものとなっています。平成 19 年の年間販売額は 1,410 億円で、平成９年実績（1,848 億円）と比較すると約 24%も減少しているほか、商店数、従業員数とも減少しており、商業活性化に向けた取組が大きな課題となっています。

卸売業も、流通構造の変化や中小小売店の減少などにより厳しい状況にあり、年間販売額、商店数、従業員数いずれも減少傾向にあり、経営基盤の強化や小売業、製造業が必要とする機能の効率化を図っていく必要があります。また、卸売市場についても効率的な運営を図り、安定した供給体制の確保が必要です。

一方、本市の商店街は、市街地の発展とともに地域ごとに形成されてきましたが、特に中心商店街において、平成 17 年に市内唯一の百貨店が閉店したことに続き、平成 21 年には隣接するホテルが閉鎖するなど、取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような中、商業集積が特に高いＪＲ小樽駅周辺では、近年、イベント等の集客事業が活発に行われていることから、商業者による魅力ある個店づくりや市民に対して市内での買い物意識を高めるための啓発活動を一層推進する必要があります。また、年間約 700 万人の観光客の入込みがあることから、商店街への回遊性をいかに高めていくのかなどについても、検討していく必要があります。さらに、まちのにぎわいを演出する商店街や市場では、商品やサービスの提供はもとより、地域コミュニティの場や地域の伝統、歴史、文化の担い手としての役割、また、大型店では、環境対策や雇用の確保、イベントへの協力など地域貢献についての役割がそれぞれ求められています。

表２－（３）商業の状況

区　　分		平成９年	平成14年	平成19年
卸売業	商店数	517	493	414
	従業員数	3,701	3,296	2,565
	年間販売額(万円)	22,303,554	16,870,219	15,192,629
小売業	商店数	1,960	1,812	1,502
	従業員数	10,299	11,215	9,165
	年間販売額(万円)	18,475,665	17,425,526	14,103,143
合計	商店数	2,477	2,305	1,916
	従業員数	14,000	14,511	11,730
	年間販売額(万円)	40,779,219	34,295,745	29,295,772

（資料：商業統計調査）

オ　観光

本市は、恵まれた自然景観や運河、石造倉庫群など魅力ある都市景観を有し、また、新鮮な海産物やガラス工芸など多彩な観光資源に恵まれています。観光入込客数は、平成 10 年度の 666 万人から平成 11 年度に 973 万人に急増し、その後、減少傾向になりましたが、近年は、700 万人前後で推移するなど、多くの観光客が国内外から訪れており、各種の人気観光地調査でも常に上位にランキングされるなど高い知名度と根強い人気を維持しています。観光は、消費や雇用など多岐にわたって大きな経済波及効果を生み出しており、今や本市の基幹産業の一つといえます。

しかしながら、近年、消費の手控えや節約志向の高まりなどから、観光客入込数は漸減傾向にあり、平成 21 年度には 700 万人の大台を割る状況となっています。入込客数の内訳では、日帰り客数の割合が高く、宿泊者数は10%に満たない状況にとどまっており、回遊性の向上や夜の魅力づくりなどによる時間消費型観光への移行を推進し、観光における経済波及効果を一層高めることが必要となっています。また、夏季に集中していることから、冬季イベントの充実や創出などにより経済効果や雇用の面で年間を通じ、安定した入り込みが求められています。

近年、香港や台湾、韓国などの東アジア圏を中心に多くの外国人観光客が訪れており、特に急増する中国からの観光客を意識した観光プロモーションの充実や受入れ体制の整備などが必要となっています。また、全国的に、団体・パッケージ型観光から個人・グループ型観光に移行する中で、観光客のニーズも多様化しており、観光資源の発掘や体験型観光の推進など新たな提案が求められています。

小樽観光の人気を持続するためには、今後とも観光客を温かくもてなす必要があり、観光関連業界はもとより、市民ぐるみの観光ホスピタリティの向上が求められています。

表２－（４）観光客入込数の状況

区　　分	平成16年度		平成18年度		平成20年度		平成21年度	
	人数	（構成比）	人数	（構成比）	人数	（構成比）	人数	（構成比）
総　　数	7,540,300	－	7,696,500	－	7,144,500	－	6,870,100	－
うち道内客	5,365,900	(71.2)	5,445,400	(70.8)	5,136,600	(71.9)	4,975,300	(72.4)
うち道外客	2,174,400	(28.8)	2,251,100	(29.2)	2,007,900	(28.1)	1,894,800	(27.6)
宿泊客数	732,100	(9.7)	695,900	(9.0)	637,200	(8.9)	616,100	(9.0)
うち外国人	30,871	－	38,167	－	43,732	－	42,373	－
うち香港	13,203	－	11,639	－	16,782	－	18,415	－
うち台湾	12,660	－	13,142	－	10,535	－	6,803	－
うち韓国	1,940	－	8,397	－	7,733	－	5,843	－
うち中国	288	－	1,035	－	2,606	－	5,500	－
うちｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	178	－	962	－	1,548	－	2,060	－

（資料：小樽市調査）

カ　雇用・労働

少子高齢化が進行し高齢者や女性の就業者の増加が見込まれる中、派遣労働やパートタイムといった非正規雇用の増加など就業形態の変化のほか、フリーターやニートなど、新たな層も増加しています。

本市における有効求人倍率は、0.4倍前後と非常に厳しい雇用情勢が続いています。特に若年者の市外流出が顕著となっており、企業誘致による雇用機会の拡大と地場企業の活性化による安定的な雇用確保のほか、地元定着志向が強い若年者をはじめ、働く意欲のある高齢者、季節労働者などへの就業支援を図る必要があります。

また、就業形態の変化や失業者の増加などに対応するため、経営者の意識改革を進めるなど、新しい時代に向けた積極的な取組が求められています。

経済活動の国際化、産業構造の変化、技術革新や情報化の進展などに伴い、これらに対応できる人材が求められており、職業能力の開発や向上を図っていく必要があります。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、すべての労働者が健康で快適な生活を送ることができるよう、魅力と働きがいのある職場環境づくりも求められています。

キ　港湾

小樽港は、外国貿易港として開港以来100年以上が経過した全国的にも歴史のある港です。この間、防波堤や大型ふ頭の建設のほか、穀物、冷凍貨物の専用施設やフェリー、コンテナに対応した施設など時代の要請を踏まえた港湾整備により近代化を進めてきました。しかしながら、取扱貨物量は、平成８年の2,570万トンをピークに、平成20年には1,223万トンまで半減するなど、人口減少や北海道経済の低迷、太平洋側への産業・物流拠点の移行などにより、極めて厳しい状況にあります。このため、既存港湾施設の有効活用と老朽化施設の機能更新のほか、対岸諸国や北米地域などとの貿易拡大により物流の活性化を図っていくことが必要です。

本市では、食品や飼料の製造業のほか、水産業や観光産業など港湾と関連する産業が集積していることから、こうした産業の振興を図るための港湾空間づくりが求められています。加えて、平成

14年には中国との定期コンテナ航路も開設されたほか、近年は、国内外のクルーズ客船の寄港など、国際交流や市民ニーズの多様化が進み、歴史や文化、水辺の景観を生かした交流の場としての活用も必要です。

石狩湾新港は、小樽港と一体となって日本海沿岸地域の発展を先導するため、石狩湾新港地域の開発の核となる流通港湾として整備が進められてきました。近年は道央圏のエネルギー基地やリサイクル資源の集積拠点としての機能の充実が進んでおり、小樽港とともに道央圏日本海側の拠点港として発展するために、それぞれの特性を生かし、相互の連携を強化していく必要があります。また、石狩湾新港地域では、企業の進出が進んでいますが、依然として多くの未利用地を残しており、今後とも札幌圏の地理的・経済的優位性を生かした企業誘致を進める必要があります。

表２－（５）港湾の取扱貨物量の推移

（単位：トン）

区　　分		平成８年	平成11年	平成14年	平成17年	平成20年
小樽港	フェリー貨物量	23,535,420	22,327,670	18,635,420	11,803,655	10,749,325
	上記以外の貨物量	2,169,475	1,730,784	1,525,580	1,504,909	1,484,466
	貨物量計	25,704,895	24,058,454	20,161,000	13,308,564	12,233,791
石狩湾新港	貨物量	2,495,714	2,619,473	3,276,772	3,485,907	4,028,082

※石狩湾新港については、フェリー未就航　　（資料：港湾調査）

（２）その対策

ア　農林業

優良農地の確保と農地の集積を図るため、遊休農地の活用や農地改良など農業基盤の整備に努めます。また、高収益型の農業を目指すため、施設栽培を促進し、農地の効率的利用に努めます。

食の安全と安心を確保するため、農業改良普及センターや農業団体と連携し、減農薬などクリーン農業生産技術の導入や普及を進めるとともに、「北のクリーン農産物表示制度」を活用し、農作物のブランド化の推進に努めます。また、地場農作物の宣伝や販路拡大のため、産地直売所の活用を図ります。

就農環境の向上や就農意欲の高揚のため、企業的農業経営の確立や農業の担い手としての認定農業者制度の普及を図ります。また、担い手の育成、確保や新たな就農者の支援のため、農業協同組合など関係団体との連携強化や北海道担い手センターと連携した情報の収集と提供に努めます。

都市住民の農業に対する理解を深めるため、農業者との交流の場である市民体験農園やおたる自然の村などを活用し、農業体験や土に親しむことのできる機会の充実に努めます。また、都市と農業地域の交流による地域活性化と農地の有効利用を図るため、市民農園等の整備促進と拡充に努めます。

緑地環境の保全と将来にわたる水資源や森林資源の確保のため、森林の保護と育成に努めるとともに、安全な居住環境を確保するため、森林の崩壊危険箇所などにおける保安施設や崩壊防止施設の整備を関係機関と連携して進めます。

イ　水産業

新たな資源づくりと良好な漁場の造成を進めるため、浅海漁業の重要資源であるウニやアワビなどの種苗放流とニシンやヒラメなど稚魚の放流を行うとともに、栽培漁業技術の開発や向上、漁場改良などへの支援に努めます。また、効率的で安定的な漁業経営の確立を図るため、関係機関との連携を強化し、漁業者に対する補助制度などの周知を図ります。

水産物を安定的に供給するため、関係機関と連携し、漁獲管理体制の強化を図ります。また、漁場環境の保全を推進するため、トドなどによる漁業被害防止対策を進めるとともに、海洋レクリエーションなどとの水面の利用調整を図ります。

次代を担う後継者を確保するため、関係団体等と連携し、新しい経営感覚と漁業技術を有する人材の育成に努めます。また、水産物の陸揚げの場、出漁準備の場など漁業基地としての役割を担う漁港については、係船岸壁などの整備に努めます。

本市の知名度を有効に活用してブランド化を進め、商品のＰＲにより販路拡大を図ります。また、地産地消の促進を視野に入れ、地元水産物を利用した水産加工品の新製品開発のため、加工技術の研究や鮮度保持、品質管理への支援に努め、水産物や水産加工品の高付加価値化を推進します。

ウ　工業・企業立地

中小企業等の健全な発展を図るため､経営の安定化や設備の近代化､合理化に対する支援を行い、経営基盤の強化を進めます。また、国や北海道のほか、大学など関係機関との連携により、地場産業の新たな活力となる起業の支援に努めるとともに、時代や市場が求めるニーズに対応できる人材の育成を進めます。

地域で培われた伝統技術と時代や市場が求めるニーズを融合させ、ものづくり産業の活性化を図ります。新技術や新製品の開発を推進するため、産・学・官連携や異業種連携など様々なネットワークを形成し、知識、経験、情報などの経営資源を相互に活用することにより、新たな事業の展開や技術力の向上を目指します。また、本市の地域資源や知的財産を活用した付加価値の高い商品開発を支援し、市内企業の競争力の強化を図ります。

本市の「強み」である知名度を生かし地場製品のブランド化に取り組むとともに、物産展や展示会などへの出品に努め、販路拡大や商圏の確立を図ります。また、中国をはじめとする東アジア諸国やロシアにおける市場ニーズの把握と流通経路の構築に努め、新たな市場の開拓を進めます。

地場産業の振興と雇用の創出のため、高い知名度や立地特性、地場企業が有する技術力など本市に立地する利点の積極的なＰＲと小樽市企業立地促進条例の周知に努め、新たな企業の立地を進めるとともに早期操業を図ります。また、操業後の円滑な企業活動を支援するため、企業訪問による積極的な情報交換に努めるなど地域への定着と操業環境の向上を図ります。

エ　商業

中心市街地の活性化にとって重要な役割を担う中心商店街のにぎわいづくりのため、快適な買い物空間の整備を図り、市民や観光客の回遊性を高めるとともに、空き地や空き店舗の有効活用とイベント開催などへの支援に努めます。

地域住民の暮らしと密着した周辺商店街や小売市場に対しては、活性化のための支援に努めるとともに、大型店に対しては、地域と連携し、環境対策や雇用の確保、イベントへの協力など地域への貢献を働き掛けます。

商業環境の変化に対応した個店や商店街づくりのため、関係団体と連携した支援と経営基盤や組織の強化に対する支援に努めるとともに、人材育成を図ります。また、市民に対する市内での買い物意識を高めるための啓発に取り組みます。

流通構造の変化に対応するため、関係機関などと連携し、人材の育成や経営基盤の強化に対する支援に努めます。また、小売業に対する商品の品ぞろえや製造業に対する小売業からの消費者動向の情報提供など、卸売業の機能が十分に生かされるよう流通機能の効率化に対する支援に努めます。

卸売市場の効率的な運営と安定した供給体制を確保するため、市場機能の充実に努めるとともに、流通環境の変化に対応できる市場の在り方について研究を進めます。

オ　観光

観光客に多様な魅力を提供するため、運河や堺町通りなど既存の観光資源のほか、海や港、旧国鉄手宮線などの地域資源を発掘し、磨きをかけるとともに、観光施設の整備や観光拠点の充実を図ります。また、法制化を見据えたカジノの誘致など新たな取組を進めます。

おたる潮まつりや小樽雪あかりの路など既存イベントの充実や四季を通じた魅力づくりにつながる新たなイベントの創出を図るとともに、ガラス工芸などの体験メニューや新鮮な食材を活用した食の充実など観光客が満足感を得られる観光の魅力づくりに努めます。

ゆっくりと時間をかけて本市の魅力をたん能してもらうため、旧手宮線の整備と利活用による新たな魅力の創出をはじめ、歴史や文化、伝統などを活用したテーマやストーリー性のある回遊・散策ルートを企画し、その提供に努めます。

後志や道央地域の市町村と連携し、新千歳空港を起点とした本市への宿泊滞在型モデルルートの構築とその商品化を促進するため、共通パンフレットの作成や合同キャンペーンの実施などにより、広域的な観光圏の形成に努めます。さらに、観光による波及効果を拡大していくため、魅力的な地域資源と本市ならではの食の楽しみを活かした多彩な観光コースを企画提案するとともに、夜のにぎわいづくりを進め、様々なニーズに対応した時間消費型観光を促進します。

外国人を含め、観光客が安全で安心して楽しめるよう、観光案内所の機能や観光案内板などの拡充、携帯端末等を利用した案内システムの導入を図るとともに、観光拠点間の円滑な移動を促すため、交通アクセスや駐車場の充実に努めます。

観光事業者はもとより、市民一人ひとりが観光客を温かく迎える意識の向上を図るため、全市的なホスピタリティの啓発と観光ボランティア団体の支援に努めるとともに、小樽観光大学校などを活用し、次代の観光リーダーの育成を図ります。

観光客の誘致を図るため、ポスターやパンフレット、旅行雑誌のほか、テレビやインターネットなど情報化に対応した誘致宣伝を進めます。また、旅行ニーズの多様化に対応するため、交通や宿泊、イベント、土産品のほか、穴場的な観光情報の収集と情報提供に努めるとともに、予約や購入も可能な総合的な観光ポータルサイトの構築を進めます。

北海道内の主要都市や大都市圏でのキャンペーンの実施、観光物産展などへの参加、旅行代理店への情報提供などあらゆる機会を通じて小樽のイメージアップを図るとともに、小樽ふれあい観光大使を活用したＰＲと小樽フィルムコミッションによる映画やドラマ、コマーシャルなどのロケ誘致の促進に努めます。

体験・参加型観光に対するニーズにこたえるため、体験メニューや学習プログラムの充実に努めるとともに、これらを組み込んだ旅行商品の開発や販売について旅行代理店や教育旅行関係者へ働

き掛けます。また、国際観光の推進のため、外国人観光客の動向を把握し、海外キャンペーンへの参加や海外メディアに対する取材協力など効果的なプロモーション活動に努めます。

カ　雇用・労働

雇用機会の拡大と安定的な雇用確保のため、企業誘致の積極的な推進や地元企業の一層の活性化に努めるとともに、国や道など関係機関と連携を強化し、雇用の場の確保を図ります。

若年者の就業支援として、小樽市雇用促進協会やハローワークなど関係機関との連携により、新規高卒者に対する職業指導と職業紹介を進めるとともに、企業への採用要請やフリーターへの職業相談などの充実に努めます。

高齢者の就業支援として、シルバー人材センターなどの活用を図るとともに、定年延長、継続雇用制度の啓発に努めます。季節労働者の通年雇用を促進するため、小樽市季節労働者通年雇用促進協議会の事業活動を支援します。

男女雇用機会均等法や育児休業に関する法律などに基づく雇用制度の啓発活動を促進し、女性の働きやすい環境づくりに努めます。障がい者の就業支援として、障害者雇用促進法に基づく雇用制度の啓発活動を促進するとともに、関係機関と連携し職業相談や求人開拓などのための協力体制の拡充に努めます。また、ＩＪＵターン希望者へ関係機関と連携を図りながら情報提供に努めます。

職業能力の開発や向上のため、北海道職業能力開発大学校と連携し、技術革新や情報化に対応できる人材の育成に努めるとともに、小樽市事業内職業訓練センターを活用し、技能検定や技能訓練などの事業を推進し、各種技能の向上を図ります。また、職業能力開発促進センターや北海道立高等技術専門学院などを活用し、離職者の職業訓練を進めます。

労働環境の改善のため、労働実態調査による労働環境の実態を把握し、労働時間の短縮、最低賃金制度の周知や労働安全衛生体制の啓発に努めます。また、勤労者福祉向上のため、共済制度などの充実を図ります。

キ　港湾

道央日本海側の物流拠点としての発展を図るため、既存港湾施設や港湾業務、港湾機能の集積を生かし、国内貨物の誘致と対岸諸国や北米地域などとの貿易拡大に努めるとともに、臨港地区における土地利用の活性化や老朽化した港湾施設の計画的な整備を進めます。また、観光や経済への波及効果が期待される国内外のクルーズ客船については、まちなかとの至近性や多彩な観光メニューを生かすなど、積極的な寄港促進に取り組みます。

地域産業の振興のため、港の再開発による小樽港の利便性向上を図るとともに、物流や産業機能との調和を図りながら、歴史や文化、水辺を生かした魅力ある国際交流や市民交流の場としての活用を促進し、まちづくりと連携した港湾空間の形成に努めます。また、市民生活の安全と安心に貢献するため、防波堤の改良など都市機能支援施設の充実に努めます。

石狩湾新港については、広大な開発空間を活用し、札幌圏に至近の港として、道央圏の工ネルギー基地機能の拡充などを進め、小樽港とともに道央圏日本海側の拠点港として発展するよう相互に連携を強化するとともに、石狩湾新港地域の企業立地の促進に努めます。

（３）計画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1　産業の振興	(2)漁港施設	漁港等整備事業 忍路漁港整備道直轄事業 物揚場新設56㎡、船揚場新設25m、西防波堤新設15m、西護岸新設21m、泊地浚渫910㎡、道路新設ほか78m 忍路漁港整備関連生活環境施設事業 落蓋側溝<450型>58m新設,桝蓋設置25m取替,横断暗渠<450型>7m取替）I型B桝設置2基新設 忍路漁港整備関連地域創造型整備事業 石灰藻剥離（約900㎡）	道 市 市	
	(6)起業の促進	起業及び人材育成支援事業 地域工芸職人後継者育成及び需要開拓支援事業費 工芸職人の後継者を育成するとともに、新商品の開発やアンテナショップの運営により販路開拓を支援	市	
	(7)商　業 その他	経営基盤強化事業 中小企業設備近代化合理化資金貸付金 設備の近代・合理化を促進するための資金を融資 中小企業経営安定健全化貸付金 経営の安定・健全化に必要な資金を融資 土地購入資金貸付金 指定地域の企業立地に必要な土地購入資金を融資 北海道中小企業総合支援センター負担金 中小企業等診断・指導を要請するため会費を負担 中小企業倒産防止共済掛金助成金 独）中小企業基盤整備機構の運営する中小企業倒産防止共済の新規加入者に対し掛金の一部を助成	市 市 市 市 市	
	(9)過疎地域自立促進特別事業	企業立地推進事業 企業誘致促進事業費 道内外の企業に対するＰＲ活動や企業訪問を実施し、本市への新たな企業の立地をすすめるとともに、操業企業のフォローアップを実施し、本市への定着化を図る。	市	
		小売業経営基盤強化支援事業 空き店舗対策支援事業 中心商店街や市場の空き店舗に出店する商業起業者を対象に起業に資する研修経費や店舗家賃を支援 既に事業を行っている事業者が中心商店街や市場の空き店舗に出店する場合の店舗家賃を支援	市	
		商店街にぎわいづくり支援事業 にぎわう商店街づくり支援事業 中心商店街における「にぎわい創出」や「魅力の向上」に資する新規事業または既存事業を拡充・発展させる事業に対する支援 商店街活性化支援事業 商店街団体が開催する集客イベントや商店街等の活性化に資する事業に対する支援 「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業 商店街団体が創意工夫により行う販売促進事業に対する支援 商店街年末年始大売り出し支援事業費 「オールおたる年末年始大売出し」に対する支援	民間等 民間等 民間等 民間等	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		市場連合会販売促進活動支援事業 市内各市場が連携して行う販売促進活動に対する支援	民間等	
		観光イベント支援事業 地域魅力度アップ観光イベント創出事業費 更なる観光客誘致を図るため、新たに実施する観光イベントに対して助成	市	
		回遊・散策ルート企画推進事業 宣伝物作成等経費 おたる案内人が推薦する散策コースの提供を受け、パンフレットとして作成	市	
		広域観光事業 広域観光事業費 広域的な観光ルートの作成、他市町村と連携した誘致宣伝活動及び観光振興	市	
		観光情報提供事業 観光案内所運営費交付金 観光案内所の運営（社団法人小樽観光協会への交付金）	民間等	
		海水浴場・観光イベント等クリーンアップ事業 海水浴場・観光イベント等クリーンアップ事業 海水浴場、観光イベント会場（おたる潮まつり）での清掃委託、夏季の小樽観光を支える重要な観光資源のクリーンアップを行うことで、観光客へのおもてなしの推進を図る。	市	
		観光ＰＲ情報提供事業 宣伝物制作等経費（観光宣伝費） 観光ポスター印刷及び配布 観光マップ作成費補助金 観光協会が作成する観光マップ等への補助 観光協会運営費補助金 観光協会の観光誘致宣伝事業の一部補助	市 市 市	
		観光客誘致対策事業 観光客誘致対策費 観光客誘致のため道内・外キャンペーンの参加 観光誘致対策費（札幌圏情報発信事業） 札幌圏向け観光小冊子の作成 観光プロモーション推進事業 物産展と連携した国内外への小樽観光のプロモーション活動 外国人観光客おもてなし推進事業費 観光案内所の外国語（英語・中国語）の対応、ホームページの外国語対応、パンフレットの翻訳業務など 外国人観光客受入推進事業費 市内事業者を対象とした、文化習慣や語学の研修を実施 観光映像制作費 既存PR映像の部分差換え及びコンテンツ編集 新規観光ポスター等制作事業費 新規観光ポスターを企画、制作し全国的に発信する 観光と食のブランド推進事業費 オータムフェストへの出展支援、メディアへの広告、グルメ情報小冊子の作成	民間等 民間等 民間等 市 市 市 市 市	
		東アジア圏観光客誘致推進事業 東アジア圏観光客誘致事業費補助金 中国市場への観光プロモーション活動のため小樽国際観光客誘致実行委員会へ補助	民間等	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		農地整備促進事業 農地整備促進事業 都市型農業の生産基盤の拡充と農地整備のため、遊休農地の活用など基盤整備に必要な経費の一部を補助	市	
		施設栽培促進事業 施設栽培促進事業 生産性の高い施設栽培の振興のため、ハウス・附属設備資材の導入等の購入費を補助	市	
		農産物ブランド化推進事業 農産物ブランド推進事業 北海道の「北のクリーン農産物表示制度（イエスクリーン）」を活用し　、クリーン農業技術の導入を進めながら食の「安心」「安全」の観点からブランド化の形成に取り組む。	市	
		農業経営改善事業 農業経営改善事業 安定した農業生産、農産物の高品質化のため、蜂の活用事業、連作障害防止対策事業に対する一部補助	市	
		浅海増養殖事業 沿岸漁業振興事業費補助金 ウニ、アワビについて漁獲量の確保のため稚魚等の放流を継続して実施	漁組	
		藻場造成事業 藻場造成事業 沿岸海域の磯焼け対策のため現有対策にさらに新技術を加えた実証を進め、その成果を踏まえた上で本格的な藻場の造成を行う。	漁組	
		後継者育成対策事業 後継者育成対策事業費補助金 次代を担う漁業後継者のため、先進地視察や自主研修会を開催	漁組	
		「おたる産しゃこ祭」開催事業 「おたる産しゃこ祭」開催事業費 小樽産しゃこの販売促進のため、秋シーズンにイベントを実施	漁組	
		水産加工品品評展示会開催事業 水産加工品品評展示会開催事業費 水産物の地産地消拡大のため、地元水産物を利用した水産加工品の新製品開発や販路拡大を企図して、水産加工品品評展示会を開催	市	
		ものづくり産業活性化推進事業 ものづくり市場開拓支援事業費 ものづくり産業の活性化のため、市内ものづくり企業の高い技術力のＰＲと新たな市場開拓及び事業展開の支援を行う 技術開発促進事業費 市内中小企業者等の新技術及び新製品の開発に対し事業費の一部を助成するほか、北海道技術ビジネス交流会への出展経費を支援し、ビジネスチャンスの創出を図る	市 市	
		小樽ブランド販路拡大推進事業 小樽ブランド販路拡大推進事業 物産展等の開催関係経費 アンテナショップ展開事業 首都圏でのアンテナショップの展開 地域経済交流事業推進費補助金 札幌圏での「物産と観光展」事業補助 小樽の地場産品ガイドブック作成事業 地場産品紹介のための冊子等の作成経費	市 市・民間等 市・民間等 市・民間等	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		東アジア等対外経済交流事業 東アジア等・マーケット開拓事業費 産学官で「中国及びロシアでの市場調査事業等実行委員会」を組織し、上海市の商業施設「GL Japan Plaza」にて地場産品販売と観光PRを実施	市	
		小樽港利用促進事業 フェリー航路利用促進事業費補助金 フェリー航路の利用促進を図るため フェリー運航会社が実施するフェリー料金の割引額の一部を補助	民間等	
		クルーズ客船誘致事業 客船誘致促進事業費負担金 客船誘致のためPR活動等を行う小樽港貿易振興協議会への負担金支出	民間等	
		若年者就業支援事業 労働者地元定着事業費 新卒者の地元就労促進のため、市内企業の見学会やジョブガイダンス等を開催 新規高等学校卒業者雇用奨励金 市内企業に対する新規高卒者の雇用促進のため、平成２２年３月高卒者の雇い入れ企業に対し奨励金を交付	市 市	
		職業能力等開発・向上事業 優良技能者表彰経費 市内の優良技能者に対する表彰	市	
	(10)その他	北防波堤改良事業 国直轄工事費負担金 建設後100年以上経過して、堤体の沈下や劣化などの老朽化が進んでいる北防波堤の改良	国	
		港湾施設維持補修事業 施設維持補修費 臨港道路などの港湾施設の機能保持を目的とした維持補修	市	
		港湾施設機能保全事業 維持管理計画策定事業（補助） 維持管理計画策定事業（単独） 直営作業による維持管理計画の策定 港湾施設延命化事業（一般） 港湾施設延命化事業（特会） 老朽化が著しい施設から機能保全のための改良補修	市 市 市 市	
		第３号ふ頭周辺利用高度化事業 合同庁舎周辺整備事業 合同庁舎前通り線・第３埠頭中央線 第２埠頭中央線道路改良　L=554m 小樽地方合同庁舎敷地交換関連業務費 旧合同庁舎跡地を多目的広場として活用するための整備 港湾施設環境美化事業 第3号ふ頭32,33号　上屋の美化等・外壁塗装塗替等 第３号ふ頭荷さばき施設改良事業費 第3号ふ頭32号上屋の改良等 ・中通路側シャッター　N=2 ・荷捌き地舗装1式　A=1,300㎡ 第３号ふ頭岸壁改良事業費 ・岸壁上部工改良 L=75m ・ｴﾌﾟﾛﾝ舗装改良　A=11,700㎡	市 市 市 市 市	
		石狩湾振興地域の活性化 石狩湾新港管理組合負担金	一部事務組合	

３　交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

（１） 現況と問題点

ア　道路・河川等

本市は、古くから自然発生的にまちなみが形成されてきたことに加え、地形的に山坂が多いことから、道幅が狭く急こう配の道路や小規模の橋りょうが数多く存在します。これらの施設の中には老朽化しているものや未整備のもの、また、バリアフリー化されていないものもあることから、適切な整備や維持管理により、円滑な交通と良好な歩行空間を確保する必要があります。

なお、本市は、多雪地域であり、地形的に山坂が多く、道幅が狭いという厳しい環境にあります。ライフスタイルの変化やモータリゼーションの進行など多様化する市民ニーズに対応するためには、効率的な除排雪作業の実施や各道路管理者との連携強化、市民との協働による総合的な雪対策の推進が求められています。

ロードヒーティングについては、幹線道路を中心に平成 20 年 3 月末現在で 219 か所設置されていますが、稼働後 15 年以上経過した施設は 100 か所以上あり、早急な更新が必要となっています。

陸域では地域的に山坂が多く、雪たい積場の土地の確保が難しいことや海域での雪処理場の一部については、騒音問題などがあることから、恒久的な雪処理施設の確保が求められています。

市内には、中小河川が数多く存在しますが、老朽化した河川施設や未整備の河川も多くあります。このため、水害を防止する河川改修や土砂災害に備えるための砂防ダムの整備が必要です。

また、快適な水辺環境が望まれていることから、親水性に配慮した河川の整備や沈砂池のしゅんせつによる水質の浄化などに努める必要があります。

イ　交通

都市内交通は、これまでも基盤整備などが進められてきましたが、今後とも市民の日常生活や経済活動を支える重要な都市機能として、交通の円滑化や利便性の向上が求められています。このため、既存交通施設の有効利用を図りながら、計画的な交通網の整備を進める必要があります。また、高齢者や障がい者など、だれもが安全に安心して移動できる人にやさしい交通環境づくりを進める必要があります。

公共交通機関としてのバス輸送は、市民の足として利用され、渋滞の緩和や環境負荷軽減などの面からも大きな役割を果たしており、自家用車からの利用転換などを促進しながら、バス輸送の機能確保、利便性向上を図っていく必要があります。

広域交通は、陸上交通や海上交通の交通結節点として、後志圏、札幌圏をはじめ、国内外を結ぶ機能を有しており、生活圏の拡大への対応、地域間交流や経済活動の促進、また、観光客の受入れなどのため、利便性の高い交通の確保が必要となっています。また、これらの機能を生かしつつ、北海道内外との連携や交流をより強化するため、北海道新幹線や北海道横断自動車道など、新たなネットワークづくりを進めるとともに、都市内交通との連携が求められています。

ウ　情報・通信

情報通信基盤については、市内のほぼ全域でブロードバンド化が実現しているほか、市街地中心部などでは高速ワイヤレスインターネットが利用可能となっています。

行政としての情報化については、昭和３９年に、行政事務の効率化の一環として、電子計算機を

初めて導入して以降、住民サービスの向上のために基幹業務システムや庁内ＬＡＮの構築を進めるとともに、公式ウェブサイトの開設、改良などを実施しています。

また、汎用機を主体とした旧来型の基幹業務システムの老朽化が進んでいるため、これらのレガシーシステムへの対応を図る必要があるほか、国が提唱するデジタル社会を実現するための施策に対応していかなければなりません。

一方、現在、国が進めている地上波テレビ放送のデジタル化については、平成 23 年７月をもってアナログ放送からデジタル放送へ完全移行することとなっています。本市は、山々に三方を囲まれた地形的な特性から電波障害が発生しやすく、現状でも共聴施設が数多く設置されていますが、アナログ放送が受信できていた地区で、デジタル放送が受信できない「新たな難視地区」が確認されています。このため、今後、国や放送局各社など関係機関と連携を図り、難視地区の解消を進めるなど、デジタル化への対応が求められています。

エ　地域間交流

(ｱ) 広域連携の推進

本市は、道央広域連携地域の西部及び後志地域の東端に位置し、両地域の中心都市として重要な役割を担っています。この両圏域は、JR 線や高速道路、国道などの幹線道路で結ばれており、これらの交通網を利用することにより、市民の日常生活圏は広域化が進んでいます。

現在、多くの自治体は財政危機に直面していますが、教育、保健、医療、防災など市民生活に密接な住民サービスは安定的に提供していかなければなりません。人口減少社会の到来を迎え、これまで各自治体が単独で行ってきた住民サービスを維持することは難しくなっています。今後は、住民サービスの維持、向上と効率的な行財政運営を推進するためにも、各自治体が市民交流、経済交流、公共施設の相互利活用など、行政区域を越えた広域連携に取り組むことが求められています。

本市では、「石狩湾新港管理組合」「石狩西部広域水道企業団」「後志教育研修センター組合」「北海道市町村備荒資金組合」「北しりべし廃棄物処理広域連合」「北海道後期高齢者医療広域連合」に参画し、構成団体に共通する行政課題に共同で取り組んでいます。

また、北海道横断自動車道を含めた道路交通網の整備や北海道新幹線の札幌延伸など、長期的な視点に立って計画的に取り組むべき課題や、国等の方針により広域的な対応が求められる課題が増える傾向にあり、今後ますます広域的な視点が重要となります。

(ｲ) 国内・国際交流

本市は、多彩な観光資源と高い知名度を有しており、国内はもとより海外からも多くの観光客が訪れています。多言語表記による観光案内板や観光マップ等の整備は進んでいるものの、観光施設等における外国語対応の充実が求められています。また、小樽港へのクルーズ客船の寄港による観光、経済への波及効果や市民との交流拡大に期待が寄せられています。

全国の物産展などへの出展により地場製品の販路拡大を進めていますが、今後は、大消費地である札幌市や近隣市町村との人的な交流を伴う経済交流を促進する必要があります。また、海外においては、対岸諸国や東アジアなどとの経済交流の推進も求められています。

姉妹都市であるナホトカ市やダニーデン市とは、長年にわたり使節団の相互訪問など活発な交流を行ってきましたが、近年は、小規模化の傾向にあります。また、フェリーの運航を契機に始

まった日本海沿岸都市との人的・文化的な交流についても、現在は、休止という状況になっていますが、これまで培ってきた交流を今後も生かしていくことが重要です。

一方、ソウル特別市江西区とは、市民、団体レベルで、文化や教育、産業などの面での交流が進む中、姉妹都市の提携など新たな動きが出ており、都市間交流の活性化が期待されています。

本市には、400人を超える外国人が在住しており、ごみの分別や様々な催しなど生活に直結する情報についての提供が求められています。また、国際化が進展する中で、市民が外国文化に触れる機会や本市の文化・歴史などを外国人に紹介する機会の充実のほか、ホストファミリーの拡充など身近な交流機会を拡大していくことが必要です。

また、本市では、情報発信の強化を進め、国内外との「ヒト」「モノ」の交流拡大を図るため、本市の誇る地場産品や産業技術、旧手宮線などの産業遺産、多彩で魅力的な観光メニュー、優れた交通利便性など様々な分野の情報について、受け取る側のニーズに応えた内容の充実を進め、総合的な発信の強化に努めるとともに、国内外における物産展や商談会などへの積極的な参加を促進する必要があります。

（2）その対策

ア　道路・河川等

円滑な交通の確保のため、老朽化した道路や未舗装の道路の改良を進めるとともに、排水機能強化のため、側溝の整備を進めます。また、老朽化が進む橋りょうについては、定期的な点検や調査を行い、効率的な維持管理と計画的な整備に努めます。さらに、歩行者の安全性向上のため、沿道住民などと連携を図りながら歩道の整備を進めるとともに、バリアフリー化に努めます。

安全で快適な冬の生活を確保するため、除排雪体制の強化や適切な路面管理を行うとともに、ロードヒーティングの計画的な更新に努めます。また、国道、道道の道路管理者との連携を強化し、冬の道路交通網の確保に努めます。

市民と連携し、効率的な除排雪体制の確立を図るとともに、地域の実情に即した総合的な雪対策に努めます。雪たい積場については、陸域において土地の確保に努めることや、海域では関係機関との調整を図るとともに、恒久的な融雪施設等の調査、研究を行います。また、除排雪作業の効率を高めるため、沿線未利用地などの雪置き場の確保に努めます。

洪水等の水害を防止するため､河川改修を進めるとともに､砂防区域内を流れる河川については、土砂流出などの災害を未然に防止するため、関係機関と協議の上、砂防ダムの整備を進めます。

また、快適な水辺環境を創出するため、町内会などと連携した修景整備や美化活動を行うとともに、良好な水質確保のため、沈砂池のしゅんせつなどに努めます。

イ　交通

都市内交通の円滑化や利便性向上のため、道路や駐車場などの既存交通施設の有効活用を図りながら、道路網の計画的な整備を進めるとともに、安全で安心な交通環境づくりや公共交通機関の利便性向上を進め、都市内交通機能の充実に努めます。

また、国道、道道等の幹線道路や鉄道、都市間バス、フェリーなど既存の交通機能の充実とともに、北海道新幹線や北海道横断自動車道など新たなネットワークの実現に努め、また高速交通と都市内交通との連携を図り、広域交通ネットワークの拡充に努めます。

ウ　情報・通信

本市の基幹業務システムについては、機器の運用状況や機器の更新のタイミングなどを考慮しながら、オープンシステム化への移行や、現在、総務省で実証実験を行っている「自治体クラウド」の方向性も見ながら、検討を進めます。

また、行政手続のオンライン化については、国の各種施策の動向を注視しながら、システム構築や検討を進めます。また、公式ウェブサイトをさらに充実させるとともに、情報化による行政サービスの向上に努めます。

アナログ放送からデジタル放送への完全移行については、本市が設置している中継局などは、国や放送局各社など関係機関と連携し、速やかにデジタル化に対応する施設への改修を図ります。

また、「新たな難視地区」に指定された地区への対応については、地区住民の合意を得て関係機関との連携のもと、ギャップフィラーの設置や既設共聴施設への加入促進などの対応策を進めます。

エ　地域間交流

(ｱ) 広域連携の推進

効率的で安定した市民サービスを提供するため、近隣市町村との緊密な連携や機能分担の下、産業、交通、教育、医療、消防、防災など市民生活にかかわりの深い分野についての計画や事業の推進協力体制の構築を図ります。また、市民サービスの利便性向上のため、行政区域を越えて文化・スポーツ施設などの公共施設を相互利用することができる仕組みづくりを推進します。特に本市と隣接する市町村との交流については、行政分野や経済分野のみならず、住民レベルでの身近な交流機会の拡大に努めます。

高速道路をはじめとする幹線道路の整備や北海道新幹線の札幌延伸など、道央圏や後志圏における共通の行政課題については、関係市町村が共同で要望活動に取り組むなど、広域的な観点により事業の推進に努めます。また、後志圏においては、管内全市町村が加盟する「後志総合開発期成会」を通じ、交通ネットワークの形成や観光産業の振興などについて、国や関係機関などへの要望活動に取り組みます。

なお、本市は、平成２１年９月に周辺町村である、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の北後志５町村と、定住自立圏域を形成するに当たり、必要な生活機能の確保に関して、中心的な役割を担う意思を表明する「中心市宣言」を行い、平成２２年４月に、北後志５町村との間で、１対１の定住自立圏の形成に関する協定を締結したところです。

今後は、「北しりべし定住自立圏共生ビジョン」に基づき、医療・福祉、産業、交通機能など、本市に集積している都市機能を活用することによって、圏域全体の利便性の向上や安心した暮らしの確保を図るとともに、周辺町村の地域資源を活用し、新たな地元特産品の開発や、広域観光ルートを開拓し、雇用の確保や産業の振興を図る取組を進めていきます。

(ｲ) 国内・国際交流

国内外の観光客と市民の交流促進のため、「おたる案内人」等の活躍の場の拡大や通訳ボランティアの拡充を図るとともに、観光案内所や案内板などの整備充実や携帯端末等を利用した案内システムの導入に努めます。また、クルーズ客船の寄港を促進し、乗船客と市民の交流拡大に努めます。

経済交流を推進するため、国内外での物産展や商談会などへの地場製品の出展による販路拡大や

商圏の確立を図るとともに、札幌市をはじめとする近隣市町村などとの連携強化に努めます。

都市間交流を推進するため、姉妹都市であるナホトカ市、ダニーデン市及びソウル特別市江西区など本市とかかわりの深い都市において、市民、団体などによるスポーツや芸術、文化、産業など、様々な分野の交流の促進に努めます。

本市に在住する外国人が安心して快適な生活を送ることができるよう、暮らしや市政に関する情報の多言語による発信を進めます。市民と外国人との交流機会を拡大するため、市内国際交流団体等が開催する国際交流イベント等へのサポートを推進することにより、市民の国際性のかん養を図ります。また、外国語指導助手（ＡＬＴ）による外国語教育や国際理解教育の充実に努めます。さらに、来訪する外国人と市民との交流機会を拡大するため、ホストファミリーの拡充に努めるほか、通訳ボランティアの拡充を図るとともに、活躍の場の拡大に努めます。

情報発信の強化による交流拡大としては、観光、産業、自然、交通など各種情報内容の充実と受け取る側の立場に立った利便性の向上などを図ります。

（３）計画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
２　交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道　路			
		市道整備事業 臨時市道整備事業 道路整備・改良延長　谷地線(L=150m)ほか 街路灯改修事業 街路灯改修　N=270基 道路維持補修事業 舗装補修面積　A=156,000㎡　ほか	市 市 市	
		交通安全施設整備事業 交通安全施設整備事業 区画線表示　L=960km 防護柵設置　N=12,000m 点字ﾌﾞﾛｯｸ設置　L=50m　ほか	市	
	橋りょう	橋りょう長寿命化事業 橋りょう点検委託 橋りょう長寿命化修繕計画策定委託 銭函高架橋ほか	市 市	
	その他	ロードヒーティング更新事業 ロードヒーティング更新事業 ロードヒーティング更新延長 千秋通線(L=410m)ほか	市	
	(5)電気通信施設等 情報化のための施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設			
		桂岡・見晴地上デジタル中継局建設 桂岡・見晴地上デジタル中継局建設工事 ・送受信機の設置工事等	市	
		星野町地区ギャップフィラー設置事業 星野町地区ギャップフィラー設置工事 ・ギャップフィラー装置の設置	市	
	(10)過疎地域自立促進特別事業	ロードヒーティング助成事業 ロードヒーティング整備助成金 ロードヒーティングの促進により、冬期間における歩行者の安全を確保するとともに、除排雪作業の軽減を図るため個人または団体が設置する費用の一部を助成する事業	市	
		貸出ダンプ事業 除雪費（貸出ダンプ分） 市民の冬季間交通を確保するため、町会等が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプトラックを派遣する事業	市	
		姉妹都市交流事業 姉妹都市提携委員会交付金 姉妹都市や友好都市とスポーツ、文化芸術、産業など様々な分野での交流を促進するため、小樽市姉妹都市提携委員会に交流事業の実施に必要な経費を交付金として交付する	市	
	(11)その他	河川整備事業 河川整備事業 河川改修　L=1,200m 沈砂池しゅんせつ等工事費 沈砂池浚渫　V=15,000m3	市 市	

４　生活環境の整備

（１）現況と問題点

ア　上下水道

本市の水道は、大正３年の創設以来、増大する水需要に対応して施設整備が行われてきました。また、下水道は、昭和 30 年に事業認可を受け、着実に整備を進めるとともに普及に努めてきました。平成 20 年度末の水道普及率は 99.9%、水洗化率 95.3%であり、これまでの「建設・拡張」から「適正な維持管理」の時代へと移行しています。

自然環境に恵まれた豊富な水源により、今後も安全でおいしい水を安定的に供給するため、適正な水質管理を図る必要があります。また、下水道利用の普及、促進を図ることによる公共用水域の水質保全の確保と生活環境の向上が求められています。

地形的制約から施設が数多く点在しており、施設の効率的な維持管理を図る必要があります。また、老朽化した施設の計画的な改築更新を進め、施設の省エネルギー化などを図るとともに、災害に強い施設づくりが求められています。

人口減少や社会情勢の変化から、上下水道事業の経営は厳しい状況にあり、効率的な経営が求められています。また、多様化する市民ニーズを的確に把握するため、市民と情報を共有しながら、市民サービスの充実を図ることが求められています。

水道施設の中にある近代化遺産や、循環型社会の創出に向けた下水道資源の有効活用が求められています。

イ　廃棄物処理

我が国では平成 12 年に循環型社会形成推進基本法が施行され、同法に基づく各種リサイクル関連の法律が整備され、循環型社会の形成に向けた取組が進められています。

本市では、平成 17 年 4 月の家庭ごみ減量化・有料化の実施に伴い、ごみは約 40%減量となる一方、資源物は約 10 倍の収集量となり、適正処理についての大きな転換が図られました。ごみに対する市民意識にも著しい変化が見られましたが、今後も排出抑制に向けた取組やより効率的な処理体制を構築していくことが必要です。

事業系ごみについては、これまでも処分手数料の有料化などにより減量化や資源化を図ってきましたが、各種リサイクル法の改正動向も踏まえ、さらなる発生抑制や適正な処理に向け、指導や啓発を進めていく必要があります。

各種リサイクル法の施行により、今後も増加が懸念される不法投棄や不適正な保管に対しては、啓発活動の充実や監視体制の強化が求められています。

し尿の収集量は減少傾向にありますが、今後も衛生的に処理していくために、老朽化が進むし尿処理場の在り方を含め、効率的な処理体制を構築する必要があります。

公共下水道などに接続されていない建物から排出される生活排水は、周辺の環境に悪影響を及ぼすことから、環境保全へ向けた取組が必要となっております。また、だれもが気軽に利用できる衛生的な公衆トイレの充実も求められています。

ウ　消防・防災

(ｱ) 消防・救急

近年、全国各地において大規模地震や大雨などによる被害が発生しており、迅速かつ的確な災害対応が求められています。このため、国が定めた「消防力の整備指針」に基づき、地域の実情に応じた計画的な消防力の整備により、効率的で効果的な消防体制の充実と消防行政の運営を図る必要があります。

火災発生の未然防止には一定の成果が見られたものの、住宅火災による死傷者数は高い傾向を示しており、一層の住宅防火対策が必要です。また、放火が原因と思われる火災も多く発生しており、放火対策についても強化が求められています。

救急需要の増大や高度な救急救命処置を必要とする事案が増加しているほか、救助活動に対する市民ニーズも多様化しています。このため、救急救助技術の向上や資機材の充実のほか、市民に対する応急手当の普及・啓発を進めていく必要があります。

地域防災の中核的存在である消防団の役割はますます大きくなっています。このため、団員の確保や装備、資機材の充実などによる活動能力の向上が求められています。

(ｲ) 防災・危機管理

本市は、多くの急傾斜地と長い海岸線を持つ地形的特性から、地震や台風の発生、融雪期の増水などにより、がけ崩れや地滑り、河川のはん濫、津波、高潮などによる災害が起こりやすい環境にあります。

がけ崩れや地滑りなどに対する防災工事や河川改修工事などのハード対策を進めるとともに、地震や津波などの災害に備えた警戒避難体制に係るソフト対策を含め、総合的な防災対策を図る必要があります。

「自らの身の安全は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本に、地域の自主防災組織の育成や町内会、ボランティアの協力など市民と一体となった防災対策が必要となっています。特に、災害発生時に深刻な被害を受ける恐れのある高齢者や障がい者などへのきめ細やかな対応が求められています。

(ｳ) 生活安全

本市は、道内有数の観光・流通の拠点として車両の往来が多い状況にあります。近年、交通事故の発生件数と死負傷者数は減少傾向にありますが、高齢歩行者の事故が顕著となっています。このため、子どもから高齢者まで各世代に応じた交通安全教育や官民一体となった啓発運動の推進、交通安全施設等の確保など交通事故防止に向けた取組を進める必要があります。

近年、児童を対象とした犯罪や暴力事件が発生し大きな社会問題になるなど、地域の安全や安心に関する市民意識が高まっており、地域や関係機関が一体となった防犯活動の促進や犯罪の起こりにくい環境づくりが求められています。

経済活動の変化や情報化の進展に伴い、様々な商品やサービス、取引方法が生まれ、消費者の利便性が大きく向上する一方、悪質商法など複雑多様化した消費者トラブルも数多く発生しています。これらの被害拡大を防止するため、消費者への情報提供や相談体制の充実のほか、消費者自らが考え対応できるよう消費者の自立を支援していく必要があります。

エ　住宅

本市は、豊かな自然と歴史や文化が調和した魅力あるまちなみを有していますが、既成市街地では傾斜地が多く、また、敷地や道路が狭いことなどから、老朽木造住宅が密集する状況が見られます。少子高齢化の進行などに伴い、高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる住まいづくりや子育て世帯が安心して子どもを育て、快適に暮らせる住環境の確保が求められています。

民間住宅については、建設やリフォーム、バリアフリー化により住環境の整備や居住水準の向上を図るとともに、安全で良質な住宅地を形成する必要があります。また、公的住宅については、老朽住宅の建替えや改善を進め、市民の住宅セーフティネットとしての役割を引き続き担う必要があります。

利便性の高い中心市街地の住環境整備を推進することにより、まちなか居住を促進することが求められています。また、人口対策の一環として、団塊の世代を中心とする移住希望者や学生に対応する住宅情報の提供について、整備・充実が求められています。

オ　公園・緑地

本市は、海と山に囲まれた豊かな自然に恵まれ、個性的なまちなみを形成しており、今後もこの貴重な財産を失わないために、緑の保全に努めていく必要があります。都市公園の市民１人当たりの面積は、全道平均に対して低い水準となっており、計画的な公園・緑地の整備が求められています。また、少子高齢化の進行などによる社会情勢の変化によって、多様化する市民ニーズに対応するため、子どもから高齢者まで、だれもが快適に利用できるように、既存公園の再整備や市民参加による維持管理の充実が求められています。

市街地には、比較的緑が少ない状況にあるため、公共施設や民有地の緑化を進め、花と緑で潤いのあるまちなみを形成していく必要があります。また、市民が気軽に緑とふれあうことができる仕組みづくりや緑を育てる活動団体の育成などが求められています。

カ　環境保全

地球温暖化など地球規模の環境問題が深刻化し、環境保全に対する国際的な取組が進んでいます。我が国に対してもその主導的な立場が期待される中で、地方の果たす役割はますます重要になっています。地球温暖化の原因の一つである温室効果ガス排出量を削減するためには、市民、事業者、行政が互いに協力して取り組むことが必要です。また、自然エネルギーなどの活用に向けた情報収集や研究を進めていく必要があります。

環境と経済のバランスの取れた社会をつくるためには、市民生活や事業活動など社会全体の変革が必要です。地域の環境が、地球全体の環境に結び付いていることを認識し、環境にやさしい行動ができるよう、一人ひとりの意識改革が求められています。

都市化の進展やライフスタイルの多様化により、近隣騒音や悪臭、河川の水質汚濁など都市生活型公害が顕在化しています。より快適な環境を求める意識が高まる中で、監視や指導の強化など、未然防止のための対応が求められています。

自然とのふれあいを求め、海や山で余暇を過ごす人が増えていますが、その一方で、自然環境への負荷の増大が懸念されています。人と自然が共生していくための意識の普及と啓発により、自然環境の保全を図る必要があります。

キ　都市景観

本市においては、昭和58年に北海道で最も早く「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」を制定し、小樽らしいまちなみの保全に努めてきました。現在は、平成４年に先の条例を発展的に解消し、歴史的景観の保全のほか自然景観や眺望景観などを盛り込んだ「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」を制定し、総合的な都市景観づくりを進めています。また、平成17年度には、歴史景観区域を79.3haから131.6haへと拡大し、小樽らしいまちなみの形成に努めています。

これまで、歴史的建造物の登録や指定のほか、保存が必要な樹木等の指定など、良好な景観の保全に取り組んできました。しかし、歴史的建造物の一部では老朽化が進んでおり、適切な保全のためには、維持補修経費の負担が伴うことから、所有者の理解や市民協働による取組を進めていく必要があります。

近年、歴史的景観を損なうような高層建築物の建設やまちなみに調和しない屋外広告物の設置など、景観への悪影響が懸念されています。このため、本市では平成18年度に景観法に基づく景観行政団体となり、平成20年度には景観行政の指針となる「景観計画」を策定しました。この景観計画を活用し、周辺の景観との調和が図られるよう、より一層の取組を進めていく必要があります。

本市には、市街地背後の山々や海岸線には貴重な自然が残されており、これらの自然とまちなみが調和した景観の形成が求められています。良好なまちなみの形成を図るためには、市民が誇りを持ち、自主的な景観形成活動などに取り組むことができるよう支援していく必要があります。

（２）その対策

ア　上下水道

水源の保全に向けた水源監視や取水から給水までの水質管理を行い、安全でおいしい水の安定供給に努めるとともに、石狩湾新港地域の水需要に対応するため、引き続き水道用水供給事業に参画します。また、川や海などの公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図るため、生活排水等の下水道への接続促進に努めます。

環境への負荷を低減するため、省エネルギー化、省力化に配慮した老朽施設の改築更新を進めるとともに、施設の長寿命化などによるコスト縮減に努めます。また、施設の改築更新に合わせて、耐震化について検討し、災害に強い施設づくりに努めます。

経営環境の変化に適切に対応した事業運営を図るため、施設の統廃合や民間活力の導入など経営の効率化に努めます。また、業務の効率化や市民サービスの向上を図るため、上下水道施設管理システムの導入による台帳図などの電子化を進め、市民への情報提供に努めます。

歴史的価値のある水道施設や下水道施設空間については、関係機関と調整を図りながら、その有効活用に努めます。また、環境に配慮した循環型社会の創出に向けた取組として、下水道施設から発生する焼却灰などの再生利用可能な資源を有効活用するための調査、研究を進めます。

イ　廃棄物処理

ごみの３Ｒへの取組を促進するため、関連する情報の提供や先進的な取組事例の紹介のほか、環境イベントの開催やリサイクルプラザの活用などを通してこの３Ｒの普及と啓発を推進するとともに、レジ袋削減運動など自主的な活動への支援に努めます。

ごみの適正な排出の促進や、より効率的なごみの収集体制の構築を図るため、各家庭から排出されるごみや資源物のより徹底した分別の啓発に努めるとともに、事業者に対しても資源化に関する

情報提供や適正な処理への指導と啓発に努めます。また、北しりべし廃棄物処理広域連合が管理する中間処理施設（ごみ焼却施設、リサイクルプラザ）の効率的な運営を図るとともに、適正な最終処分場の管理に努めます。

不法投棄などの未然防止を図るため、市民や事業者のほか、北海道や近隣市町村と連携し、啓発活動やパトロールなど監視体制の充実に努めます。

し尿の効率的な処理を図るため、下水道終末処理施設での処理に向けた前処理施設などの整備に取り組みます。また、非水洗化世帯などから排出される生活排水の衛生的な処理の促進を図るとともに、市民や観光客の利便性に配慮した衛生的な公衆トイレの整備に努めます。

ウ　消防・防災

(ｱ) 消防・救急

火災や災害に迅速かつ的確に対応するため、消防署所や消防車両などの適正配置を行うとともに、大規模災害に備え、近隣消防本部などとの相互応援や消防救急無線デジタル化の共同整備、消防通信指令施設の共同運用の検討など広域的な連携の強化に努めます。

火災による死傷者の減少など被害を最小限に防ぐため、自衛消防訓練や広報活動等による防火防災意識の高揚と、一般住宅における住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、高齢者など災害時要援護者の安全対策のため、防火指導の充実に努めます。また、放火されにくい地域環境づくりを進めるため、市民防火組織との連携や防火査察の強化などにより、市民の防火防災意識の啓発に努めます。

複雑多様化する災害や事故に対応するため、救急自動車の高規格化や資機材の充実、救急救助技術の向上を図るとともに、医療関係機関との連携強化に努めます。また、市民を対象とした救急講習会の開催などにより、応急手当の普及と促進を図ります。

地域に密着して活動する消防団の活性化を図るため、青年層や女性層など多彩な人材の採用や訓練、研修の充実により、団員の確保と育成に努めます。また、災害時における活動能力の向上を図るため、装備、資機材の整備を進めるとともに、消防本部との連携や平常時における予防活動などの充実に努めます。

(ｲ) 防災・危機管理

災害を未然に防止するため、急傾斜地の改修工事などを計画的に進めるとともに、建造物の耐震化などの促進に努めます。また、関係機関と連携し急傾斜地などの危険箇所の点検を進めるとともに、積極的な防災情報の提供に努めます。さらに、地域住民の自発的な防災活動を促進するため、防災意識の高揚と防災知識の啓発に努めます。

応急活動体制の整備を図るため、避難所など防災拠点の機能強化を図るとともに、防災訓練の実施や災害情報の収集など、緊急情報連絡体制の強化と他の自治体や関係機関との応援協力体制の確立に努めます。特に、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な方に対しては、個別に避難支援プランを作成し、計画的で組織的な支援体制の充実に努めます。

国民保護法に示す非常事態に備えるため、小樽市国民保護計画に基づいた体制づくりを進めるとともに、国や道との連携や災害時の防災体制も活用し速やかな住民避難体制の確立に努めます。

㈦ 生活安全

交通安全意識と交通ルールやマナーの向上を図るため、子どもや高齢者に対する交通安全教室の開催など交通安全教育の充実を図るとともに、学校や職場、地域など関係機関・団体と連携した啓発活動の推進に努めます。また、交通事故防止や安全確保を図るため、警察署や道路管理者などとの協議を進め、歩行空間の確保や必要性と緊急性を踏まえた交通安全施設の整備に努めます。

犯罪防止などに対する意識高揚のため、関係機関や団体との連携による啓発活動を進め、自主防犯活動など地域ぐるみの防犯意識向上を図るとともに、町内会、事業所等の自主的な組織づくりを支援し、不審者対策等の推進や連絡体制の確立に努めます。

多様な消費者トラブルに適切に対応するため、消費生活相談体制の充実に努めるとともに、被害防止に向けた情報提供や啓発活動の強化に努めます。また、消費生活の安定と向上を図るため、適正な計量の推進など健全な取引の確保に努めるとともに、消費者自ら考え行動できるよう消費者教育の推進や関連団体の活動支援に努めます。

エ　住宅

快適で環境にやさしい住まいづくりを進めるため、北国に適した住宅の普及を図るとともに、市民ニーズに対応する住宅を促進するため、住宅の建設やリフォームについての情報提供や相談体制の充実に努めます。

自然や地域の景観と調和した住環境の形成に努めます。また、災害に強い住宅地づくりのため、老朽化した木造住宅が密集する地区における建替えや共同化、傾斜地にある住宅地の防災対策などの誘導に努めます。

住宅マスタープランや公共賃貸住宅長寿命化計画に基づき、建替事業や改善事業を進め、居住水準の向上や住環境の整備を図るとともに、住宅に困窮する世帯が安心して暮らせるよう住宅供給に努めます。また、建替事業では、ユニバーサルデザインを取り入れ、だれもが利用しやすい住宅の供給に努めるとともに、改善事業では、既存住宅の維持、保全を図ります。

利便性の高いまちなかにおける民間住宅の整備と促進を誘導し、まちなか居住の推進に努めます。市外からの移住を促進するため、ホームページなどを活用し、住宅や暮らしに関する様々な情報の提供に努めます。

オ　公園・緑地

豊かな自然環境を形成する山々や海岸線にある自然公園、防風保安林などの緑や市街地に残された貴重な樹木、樹林など、今ある緑の保全に努めます。

市民が気軽に利用できる身近な公園や地域の特性を生かした公園など魅力ある公園・緑地の整備を進めます。また、利用者の安全や快適性などを確保するために、市民とともに公園・緑地の維持管理の充実を図ります。

市民と連携しつつ公共施設や民有地の緑化を推進し、市街地の潤いづくりに努めます。また、緑とふれあう機会の充実を図るとともに、花壇を整備する町内会や植樹団体などの育成と支援に努めます。

カ　環境保全

温室効果ガス排出量の削減のため、地球温暖化に対する意識を一層高めていくとともに、市民、事業者、行政が互いに協力して、資源、エネルギーの効率的活用に努めます。また、自然エネルギーなどの活用に向けた情報収集や研究を進めます。

環境に対する意識の高揚と環境にやさしい行動ができる市民の育成を図るため、様々な機会を活用した環境情報の提供や環境教育・学習の推進に努めるとともに、市民との協働による環境美化活動を進めます。

快適な生活環境を保全するため、大気や水質などの環境調査を実施し、その動向を把握するとともに、工場や事業場の監視や指導の強化に努めます。また、生活環境に影響を及ぼす恐れのある開発行為などに対しては、事前協議の徹底に努めます。

自然環境に対する保全意識の啓発を図るとともに、国定公園や環境緑地保護地区等の適切な保全に向け、市民との協働により、豊かな自然とふれあう環境づくりに努めます。

キ　都市景観

魅力あるまちなみ景観の構成要素となっている歴史的建造物の保全のため、所有者等への技術的、経済的な支援に努めます。

新旧調和の取れた景観の創出を図るため、「景観計画」を活用することにより、より実効性のある景観施策に取り組むとともに、屋外広告物の設置等については、周囲のまちなみや建築物と調和したものとなるような誘導に努めます。

自然とまちなみとが調和した景観を形成するため、市街地を取り囲む緑豊かな自然景観などの保全に努めるとともに、地域の緑を維持するため、景観条例に基づき保存樹木などの指定を行います。

魅力ある地域の景観づくりを市内全域に広げるため、「歴史的建造物めぐり」や「八区八景めぐり」などの実施により景観に対する理解と意識の向上を図り、市民の自主的、積極的な景観形成活動を促進します。

（３）計画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3　生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	水質分析機器整備更新事業 水質検査機器整備事業 ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ分析ｼｽﾃﾑ、 ﾌﾚｰﾑﾚｽ原子吸光光度計ほか	市	
		水道施設改築更新事業 老朽施設等更新改良事業 豊倉浄水場各設備等更新 清風ヶ丘配水槽築造 配水池更新 配水管整備事業 配水管整備	市 市	
	簡易水道	石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業 石狩西部広域水道企業団出資金等	一部事務組合	
	(2)下水処理施設 公共下水道	下水道施設改築更新事業 下水道事業 下水終末処理場機械･電気･建築更新 ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ場機械･電気設備更新 汚水管改築更新	市	
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	北しりべし廃棄物処理広域連合負担金 北しりべし廃棄物処理広域連合負担金 北しりべし広域クリーンセンターの適切な管理運営	広域連合	
		廃棄物最終処分場拡張整備事業 廃棄物処理施設（埋立処分地施設）建設事業費（一般会計） 廃棄物処理施設（埋立処分地施設）建設事業費（特別会計） 住民合意、環境アセス、基本設計 用地補償、実施設計、工事、供用	 市 市	
	し尿処理施設	し尿処理施設整備事業 し尿処理施設整備事業費 基本調査、基本設計調査委託料 し尿処理施設整備事業費 事業認可申請書類作成委託料 し尿処理施設整備事業費 管理経費実施設計委託料 し尿処理施設整備事業費 施設建設費工事請負費	 市 市 市 市	
	(4)消防施設	消防車両整備事業 救急業務高度化推進事業費 高規格救急車購入 機動力増強・近代化事業費 水槽車、化学車、ﾎﾟﾝﾌﾟ車等購入	 市 市	
		消防署所適正配置事業 消防庁舎等建設事業 庁舎建設等	 市	
		消防水利整備拡充事業 消防水利整備拡充事業費 消火栓新設　4基 防火水槽新設　1基	 市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		消防装備整備事業 消防装備軽量化推進事業 空気呼吸器ﾎﾞﾝﾍﾞ、レギュレター ＮＢＣ災害対応資機材整備事業 陽圧式化学防護服、除染シャワー等	市 市	
		消防通信指令事業 消防通信業務費 指令台保守点検等 通信施設拡充・近代化事業費 非常用蓄電池更新	市 市	
		消防救急無線デジタル化・高機能消防指令センター整備事業 消防救急無線デジタル化事業 アナログ式消防救急無線のデジタル化 高機能消防指令センター整備事業 高機能消防指令センターの導入	市 市	
	(5)公営住宅	市営住宅建替事業 公営住宅建替事業費 市営住宅オタモイ　N=3棟 公営住宅建替等移転助成事業費（オタモイ分） 移転費助成　N=90戸	市 市	
		用途廃止事業 用途廃止事業費 簡易耐火平屋建住宅解体・除却	市	
		市営住宅施設の整備・改善事業 市営住宅施設整備費 耐震・リモデル工事 市営住宅改善事業費 長寿命化型改善工事 公営住宅建替等移転助成事業費（若竹分） 移転費助成　N=38戸	市 市 市	
	(6)過疎地域自立促進特別事業	移住促進事業 移住促進事業経費 本市への移住者増加を図るために設立した「おたる移住・交流推進事業研究会」への補助等	市	
		街路灯助成事業 街路灯設置費補助金 街路灯を設置する団体若しくは個人へ設置費の一部を助成交付する事業 街路灯維持費補助金 街路灯を維持する団体若しくは個人へ電気料金の一部を助成交付する事業	民間等 民間等	
		環境美化啓発事業 環境美化啓発事業費（街をきれいにし隊） 市民ボランティアによる「ポイ捨て防止、街をきれいにし隊」を結成し、啓発活動や清掃活動などを実施 快適な環境づくり運動経費 快適な環境づくり実践促進連絡会議を設置し、花いっぱい活動など快適な環境づくりを推進する。	市 市	
		公園愛護会育成事業 公園愛護会育成事業 公園愛護精神の下、清掃や草刈りなどの維持管理を行っている公園愛護会の活動に対し、報償費を支払う。	市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		環境緑化推進事業 環境緑化推進事業 公園緑地等に花壇用草花・球根等を植栽する事業	市	
		花と緑のまちづくりの事業 小樽市花と緑のまちづくり事業 公共施設や民間空地を利用して緑化活動を行う団体等へ補助金を交付する。	市	
	(7)その他	大気常時監視等環境調査事業 公害機器整備事業費 大気常時監視の測定精度を維持するため、計画的に大気汚染物質自動測定機等の更新を行う事業	市	
		小樽公園再整備事業 小樽公園再整備事業 こどもの国ゾーンの整備、園路整備、緑化等	市	
		公園再整備事業 遊具等の更新及び点検修理 遊具修繕　すずらん公園ほか 省エネ照明の整備及び照明灯修繕 照明灯　花園グリーンロードほか 都市公園安全・安心事業費 （バリアフリートイレ等整備） 手宮公園トイレ 公園施設長寿命化計画策定 公園施設の段階的な更新のための長寿命化計画策定	市 市 市 市	

５　高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）現況と問題点

ア　高齢者福祉

本市の高齢化率は約 31％を超えており、全国平均の 10 年先の状態にあるといわれています。このため、高齢社会を支える体制の整備、充実が急務となっています。

長い経験に培われた高齢者の知識や技術を財産として伝承し、活用する場が不足していることから、高齢者の活力や能力を生かせる仕組みづくりや場の創出を図り、高齢者の社会参加を促進する必要があります。

高齢者が生き生きと自立した生活を送るためには、要介護状態への進行を予防する介護予防事業を充実する必要があります。また、高齢化の進行の側面として独居高齢者の増加があり、これらの人々が地域の中で孤立することなく、安心して生活できるような支援体制が求められています。

高齢者の生活にかかわる重要な制度や仕組みは非常に複雑化しており、理解不足によって不利益がもたらされる恐れがあります。高齢者がこれらに対する理解を深めるため、高齢者の視点に立った分かりやすい情報の発信や地域の中で普及、啓発を進めることが重要になっています。

イ　児童福祉

本市における年間出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率は、全国、全道の数値をともに下回っています。少子化の進行は全国的な傾向ですが、人口減少が著しい本市においては、人口対策の観点からも安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが求められています。

少子化や核家族化の進行、地域とのかかわりの希薄化などにより、家庭における子育て力が低下してきています。また、育児不安やストレスから児童への虐待につながる事例が見受けられます。このため、従来の子育てと仕事との両立支援に加え、専業主婦家庭への子育て支援、さらには児童虐待を防止する体制の強化などが求められています。

働く女性の増加やライフスタイル、就労形態の多様化に伴い、安心して働くことができる保育環境の整備が求められており、保育サービスの充実や保育施設の改善が必要となっています。

ひとり親家庭は、生計維持と子育ての二つの役割を一人で担わなければならず、就労や生活面で様々な課題を抱えることが少なくありません。こうしたことに対する相談機能の強化のほか、母子家庭の経済的な自立を促進するための就労支援策の充実などが求められています。

ウ　障がい者福祉

障がいの種別によらない共通のサービス利用や身近な地域でのサービス利用などを目指した障害者自立支援法が平成 18 年に施行され、障がい者が地域で安心して生活できるための相談体制や住まいの場の整備など福祉サービスの充実が求められています。

文部科学省の調査では、小中学校の児童・生徒の約６％に発達障がいの可能性があるとされています。発達障がいは、人口に占める割合が高いにもかかわらず、制度の谷間になっていたことから、発達障がいへの理解や生活全般にわたる支援の促進などを目指した発達障害者支援法が平成 17 年に施行されました。幼少期に障がいを発見することは、障がいの予防や軽減につながることから、関係機関との連携による早期発見と一貫した療育など支援体制の整備が求められています。

エ　地域福祉

少子高齢化や核家族化の進行により、高齢者が高齢者を介護する老老介護の増加など家庭や地域の相互扶助機能が弱体化しています。

多様化する福祉ニーズに対応し、地域の課題を地域で解決するために、地域に根ざした継続的な活動を担う「地域力」の育成が求められています。

地域には子ども、高齢者、障がい者など支援を必要とする人が多く、また、ライフスタイルの多様化により、福祉サービスもそれぞれの人のニーズに沿ったものへと変容してきています。

地域福祉の推進には、「ともに生きる社会づくり」の視点が重要であり、住民自身が地域社会の生活課題や現状を認識し、地域社会に積極的にかかわり、参加することが求められています。

そのためには、住環境など物質的なバリアだけではなく、偏見や差別といった心のバリアを取り除き、ハードとソフトの両面から総合的なまちづくりを進めていく必要があります。

オ　保健衛生

本市では、がんや生活習慣病による死亡率が全国平均より高く、また、一人当たりの医療費も高い傾向が見られます。このため、健康的な生活習慣の定着や予防医療の促進など生涯を通じた健康づくりが必要となっています。

食中毒や感染症など、広域的に拡大する危険性のある健康被害が発生しています。このため、予防に関する正しい知識の普及や関係機関との連携、迅速な原因究明による被害拡大防止対策が求められています。

マスメディアなどを通じ、健康に関する情報や健康関連商品が多く入手できるようになり、健康に対する価値観も多様化しています。市民が健康に関する正しい情報を得て、自らの健康づくりを実践できるように、積極的な情報発信や各種相談の充実を図る必要があります。

また、過去に食品の偽装表示や有害物質混入事件が多発したことから、不正食品の流通に対する消費者の不安が高まっています。このため、食品の製造・販売段階での監視指導や検査機能の強化が重要になっています。

（２）　その対策

ア　高齢者福祉

高齢者が生き生きと暮らすまちづくりの実現のため、地域において高齢者を核とした交流の場の創出とその支援に努め、地域におけるネットワークの強化を進めます。また、高齢者の社会参加の機会を促進するため、幅広い世代にわたるボランティアグループの育成や支援に取り組むとともに、高齢者が生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、高齢者が持つ知識や経験を生かすための仕組みづくりと高齢者による起業への支援に努めます。

保健、医療、福祉との連携の下、高齢者の要介護状態への進行を予防し、健康で高齢期を送るための施策を進めるとともに、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、「小樽・北しりべし成年後見センター」における事業の充実や、地域包括支援センターの担当圏域の見直し、さらには、介護予防、認知症予防の普及、啓発を地域に出向いて行うなど総合的な相談支援体制を確立します。また、在宅の独居高齢者、高齢者のみの世帯、寝たきりの高齢者を介護している世帯などを支援するため、日常生活支援サービスの整備と充実に努めます。

高齢者の生活にかかわる様々な制度や情報を分かりやすく提供するとともに、身近な地域のネッ

トワークなどを活用した周知、啓発に努めます。

イ　児童福祉

子育てに対する不安の解消と児童の健全育成を図るため、親子同士が交流できる場の充実を図るとともに、子育てに関する相談や助言、情報提供に努めます。また、児童虐待の予防や早期発見、早期解決を図るため、関係行政機関や民間団体と連携した支援体制の充実に努めます。

就業形態の変化や多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、一時保育など各種保育サービスの充実を図るとともに、引き続き待機児童の解消に努めます。また、保育所の在り方について、その規模や地域性、官民の役割などを総合的に検討し、保育環境の整備、充実に努めます。

母子家庭などひとり親家庭の経済的自立や健康保持のため、相談機能の充実や就業支援策などの推進に努めます。

子どもを安心して生み、健やかに育てることのできる地域づくりのため、子育て世代をまち全体で応援する意識の高揚を図り、関係団体等と連携した応援体制の構築やまちなかでの子育て世代応援施設の開設に努めます。

ウ　障がい者福祉

ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図るため、障がい者週間など様々な機会を通じた啓発活動に努めます。また、障がい者の自立を支援し、地域社会との交流を促進するため、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など地域生活支援事業の充実を図るとともに、障がい者の特性に応じた創作的活動や就労支援の場の創出に努めます。さらに、日常生活における様々な負担を軽減するため、補装具などの福祉用具の給付や障がい者医療制度に基づく支援に努めます。

在宅での生活を希望する障がい者が地域で安心して自立した生活ができるよう、居宅介護（ホームヘルプ）などの訪問系サービスの充実に努めます。また、在宅での生活が困難な障がい者が、障がいの程度に応じたサービスの提供が受けられるよう、共同生活援助（グループホーム）など居住系サービスの充実に努めます。

障がいの早期発見や発達障がいに対する理解と支援を行うため、相談支援体制を充実するとともに、医療機関や教育機関などとの連携を強化し、療育体制の整備に努めます。

エ　地域福祉

多様化する福祉ニーズに対応し、地域の福祉活動を円滑に推進するため、公的サービスとボランティアによる活動を有機的に結び付けるとともに、地域の実情に応じて様々な団体が相互に連携した地域福祉ネットワークの形成に努めるなど、地域社会全体で支え合う仕組みづくりを進めます。また、地域に根ざした継続的な活動を担う「地域力」を育成するため、人材の育成やボランティア、福祉関係団体への支援に努めます。

市民が地域福祉に関する活動に積極的に参加できるよう、福祉制度や福祉活動についての情報提供を充実し、福祉意識の啓発・高揚に努めます。また、市民が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスや福祉活動にかかわる様々な相談に応じられる体制づくりに努めます。

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で自由に活動し、安全で快適な生活ができるよう、市民、事業者、行政が一体となってバリアフリー社会の実現に努めます。また、

公共施設などのバリアフリー化についての啓発活動に取り組みます。

オ　保健衛生

保健予防について広く市民啓発に努めるとともに、健康診査の受診促進と健康状態に応じた保健指導を通して生活習慣病の予防を促進します。併せて、早期発見、早期治療が必要ながん等の疾病について各種検診、検査の受診率向上に努めます。また、経済的負担の解消など安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めるため、妊婦・乳幼児健診や訪問・相談事業の充実に努めるとともに、栄養指導や歯科保健、精神保健なども含めて乳幼児から高齢者までのライフサイクルに応じた市民の健康づくりを支援します。また、その効果的な推進のために、地域特性の把握に努めます。

市民に大きな健康被害を与える食中毒や感染症を予防するため、これらに関する知識の普及、啓発に努めます。また、重大な感染症等が発生した際の被害拡大を防ぐため、状況に応じて必要な情報提供を行うとともに、医療機関など関係機関との緊密な連携の下、危機的事態に迅速かつ効果的に対応できる体制の整備に努めます。

食品に対する安全を確保するため、監視指導や検査体制の充実に努めるとともに、食に関する相談や情報提供に努めます。また、生活環境の衛生水準の向上を図るため、市民生活と密接に関係する公衆浴場や理・美容所など環境衛生施設に対する監視や検査指導体制の充実に努めます。

（３）計画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
４　高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)高齢者福祉施設 その他			
		バリアフリーの推進 オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業 運河プラザ外施設１０箇所設置	市	
	(3)児童福祉施設 保育所	市立保育所施設整備事業 市立保育所施設整備事業 市立保育所建設・子育て支援センター設置	市	
	(7)過疎地域自立促進特別事業	ボランティア活動育成支援事業 ボランティア育成事業費補助金 少子高齢化を迎え、高齢者の援助や子育て支援がますます重要となる中で、地域住民によるボランティア活動の拠点である「小樽市ボランティア・市民活動センター」を設置している社会福祉協議会に対し助成を行い、活動促進を図る。	民間等	
		成年後見センター事業 成年後見制度利用支援事業（特別会計） 成年後見制度利用支援事業（一般会計） 認知症高齢者等の増加に伴い、相談から後見人等の受任まで一連の支援が可能となる成年後見センターを新たに開設する小樽市社会福祉協議会へ財政支援し、また低所得者に対する後見人報酬を助成するもの	民間等 民間等	
		子育てガイドブック作成事業 子育てガイドブック作成事業費 子育てに関する情報を集約し必要な世帯に提供することで、子育て家庭への情報提供の充実を図るとともに、母親の育児に対する不安を軽減することができる。	市	
		認可外保育施設支援事業 認可外保育事業補助金 産休明け保育などのサービスを提供し、認可保育所の補完的役割を果たしている当該施設の経営安定化と入所児童の処遇改善を図るため運営に係る経費を助成するもの	民間等	
		ファミリーサポートセンター事業 ファミリーサポートセンター事業 育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が地域の中で助け合いながら、子育てをする会員制の援助活動事業で、既存の施設保育では応じきれない一時的・臨時的な保育ニーズに応え、保護者の仕事と子育ての両立、育児負担の軽減を図る。	市	
		病児・病後児保育の検討 病児・病後児保育事業 子どもが病気の際に勤務等の都合により自宅での保育が困難な場合、病院等に付与されたスペースで一時的に保育することで保護者が安心して勤務、子育てができる。	市	
		ふれあいパス事業 ふれあいパス事業費 高齢者の積極的な社会参加を促進し、健康の保持と生きがいの創出を図るため、７０歳以上の市民にバス乗車証もしくはＪＲ乗車券を交付する。	市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		見守りネットワーク推進事業 独居高齢者等給食サービス事業（特別会計） 独居高齢者等給食サービス事業（一般会計） 高齢者に対して、週１回の配食サービスを行うことにより、栄養バランスの取れた食事を提供し、安否確認ができることにより高齢者が安心して地域で暮らしていくことができる。 在宅虚弱高齢者緊急通報システム 慢性疾患を抱え日常生活上注意を要する独居高齢者等に対して、緊急時に簡単な操作で通報できる機器の導入経費を助成することにより、安心して在宅生活を送ることができる。 障害者タクシー利用助成事業 下肢・体幹２級以上、視覚１級、腎臓１級の方を対象にタクシー助成券を交付することにより、外出機会の拡大、社会参加活動を促進する。	市 市 市 市	

６　医療の確保

（１）現況と問題点

本市では、がん、心疾患、脳血管疾患などの死亡率が高いため、専門的かつ高度な医療が求められています。また、糖尿病や腎疾患などの慢性疾患による死亡率も高いことから、病状に応じた継続的な医療が必要となっています。

地域で急性期医療を完結できる機能と回復期、慢性期医療に対応できる環境の整備、医療機関と福祉施設との連携体制の構築など､適切なケアが受けられる環境づくりが求められています｡さらには、医療の安全性を脅かす医療事故や院内感染を防止する取組が求められています。

夜間における一次救急医療を担う夜間急病センターは、医師確保が困難となってきています。二次救急医療体制は、外科を除き、各病院が自由裁量で応需の可否を決めており、明確な輪番制が確立されていないため、受入れ病院が市内で見つからない状況も発生しています。これらのことから、地域住民にとって 24 時間安心して受けられる救急医療の確立が求められています。

本市は、小樽・後志地域の中核的医療機関として二つの市立病院を運営しています。しかし、施設の老朽化により医療環境が悪化しており、また、新しい臨床研修医制度の影響もあり医師が減少することにより入院、外来患者数が減少しています。さらに診療報酬のマイナス改定の影響や病院が二つに分かれていることの非効率性などから、病棟再編や給与の削減により経営改善に取り組んできましたが、経営状況は厳しさを増しています。そのため、経営形態の見直しを行い、さらなる経営の効率化に努めるほか、市内の他の医療機関との役割分担を明確にする中で、規模や機能を見直すなど病院事業の全体的な改革が求められています。

（２）その対策

市民が安心して良質な医療や地域ケアを受けられるよう、医療機関相互や福祉施設などとのネットワーク化による地域医療の連携強化に努めるとともに、医療の安全確保を図るため、医療事故や院内感染の防止に向けた取組を進めます。また、限られた医療資源の効率的な活用を図るため、医療機関の適切な利用方法等についての啓発や相談体制の充実を図ります。

救急患者の症状や程度に応じ、迅速かつ適切な治療を行うため、医師会、公的病院などとの連携を図り、救急医療体制の充実に努めます。特に、安心して子育てできる環境の確保を図るため、小児救急医療の充実、強化に努めます。

地域医療における市立病院の役割を着実に果たすため、医師、看護師等の確保に努め、医療機器などの整備を計画的に進めるほか、地域医療連携を推進し経営の効率化を図ります。また、市内医療機関などとの再編・ネットワーク化を進める中で、市立病院としての役割を明確にし、老朽化した両市立病院を適正な規模、機能の病院として統合新築します。

（３）計画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5　医療の確保	(1)診療施設 病　院			
		市立病院医療機器整備事業 医療機器購入 診療や検査に使用する医療機器等の整備	市	
		市立病院統合・新築事業 市立病院再編事業 基本設計・実施設計・工事監理・建設工事他	市	
	(3)過疎地域自立促進特別事業	周産期医療支援事業 周産期医療支援事業費補助金 小樽協会病院は、後志圏域唯一の周産期母子医療センターの指定を受けている医療機関である。小児科、産科は不採算部門であると言われていることから、周産期医療体制の維持、継続が地元での出産、安心して子育てができる環境作りにもつながることから定住自立圏構成６市町村で財政支援するもの	市	
		在宅当番医委託事業 在宅当番医制委託料 土曜日（午後）、日曜日、祝日の日中における一次救急医療について、市内医療機関の当番制による診療体制の確保を図るため医師会に事業委託し、救急医療サービスの充実に努めるもの	市	
		夜間急病センター運営委託事業 夜間急病センター管理代行業務費 夜間の一次救急医療の拠点として年間３６５日、２４時間受診可能な安心・安全の医療サービスの提供を確保するため、小樽市医師会を指定管理者として緊密な連携を図り、運営管理の効率化に留意しながら、その機能の維持・充実に努めるもの	市	
		二次救急医療運営委託事業 二次救急医療事業委託料 休日又は夜間における入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療を確保するため小樽市内６病院を含む後志支庁管内９病院に対し財政支援を行うことにより、市民に安心・安全な救急体制を提供するもの	市	
		小児救急医療支援事業 小児救急医療支援事業 子育て支援の一環として入院を必要とする小児に対する医療体制の充実のため、小児科の二次救急に対応している北海道社会事業協会小樽病院に対し、財政支援するもの	市	

7　教育の振興

（1）現況と問題点

ア　学校教育

少子化の進行や人間関係の希薄化が進む中で、家庭や地域の教育力、子どもの学習意欲、学力や体力の低下など多くの課題が指摘されています。その一方で、ＰＴＡや学校評議員、学校支援ボランティアなど、学校、家庭、地域が連携した取組も拡大しつつあります。

基礎的な知識の習得と応用力の育成により「確かな学力」を身に付けさせること、体験的な活動や読書活動などにより「豊かな心」を育成すること、そして食育や運動を通じて「健やかな体」を養うことが求められています。

社会全体がそれぞれの役割を担い、その責任を果たすことが必要であるとともに、学校評価や情報公開の推進、子どもや保護者からの相談機能の充実など、家庭や地域から信頼される学校づくりが求められています。

少子化による学校の小規模化が急速に進んでいますが、多様な教育活動を進めるためには一定規模の学校が必要です。また、学校施設の老朽化が進んでいることから、学校規模・配置の適正化と学校施設の耐震化や改修など教育環境の充実が求められています。

情報化や国際化の進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化など変化の激しい社会の中で、あらゆる状況に対応できる資質や能力を身に付けることが求められています。また、本市では幼児教育から大学教育まで、それぞれの役割や特徴を持った教育活動が進められていますが、こうした多様な教育財産を生かすとともに、相互に連携、協力した取組が必要となっています。

イ　社会教育

個人の価値観やライフスタイルの多様化が進み、それぞれに適した学習内容を自由に選択して、生涯を通じて学ぶことができる学習機会の充実が求められています。また、得られた学習成果をボランティア活動などを通じて社会に生かすことができる、心豊かで充実した生涯学習社会の実現が求められています。

あらゆる学習機会を市民が有効に活用できるよう、講座や講演などの情報を積極的に提供していくとともに、学校、家庭、地域などと連携して地域の学習活動を推進していく必要があります。さらには、市民の学習意欲にこたえる場として、図書館や総合博物館など社会教育施設の特性を生かした利活用が求められています。

ウ　スポーツ・レクリエーション

健康に対する関心が高まる中で、スポーツ・レクリエーション活動に対する市民ニーズも多様化しています。すべての市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくりや様々な情報を提供していく必要があります。

スポーツ・レクリエーション活動の振興のために、団体の育成や強化、指導者の養成に対する支援のほか、子どもから高齢者まで地域のだれもが年齢や興味・関心、技術や技能に応じて楽しめるよう、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの創設が求められています。

また、市民が四季を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、施設の整備とその有効活用が必要となっています。

エ　青少年・男女平等参画社会

(ｱ) 青少年

核家族化や少子化の進行などにより、地域社会における連帯感や人間関係の希薄化が進み、青少年の非行や問題行動の低年齢化、複雑化など、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。

心豊かでたくましい青少年の育成を図るためには、学校、家庭、地域などと連携して取り組む必要があります。積極的に青少年の育成活動や善導活動を行う人材の育成といじめ、不登校で悩む子どもやしつけに悩む保護者に対して、適切な助言、指導が求められています。

また、子どもたちが安全で安心してスポーツや文化活動などを行う「地域子ども教室」や留守家庭児童の健全育成のために開設する「放課後児童クラブ」の充実が求められています。

(ｲ) 男女平等参画社会

本市では、平成15年に「小樽市男女平等参画基本計画」を策定し、男女平等参画社会の実現に向けた総合的な取組を進めています。しかし、男女間の役割分担意識は依然として根強いものがあり、社会通念や慣習などにおいても不平等感が解消されたとは言い難い状況にあります。

真の男女平等を実現するためには、性別にとらわれることなく、一人ひとりが尊重され能力を発揮できるよう、職場や家庭などあらゆる場において制度、慣習の見直しや社会全体の意識改革を進めていく必要があります。

女性の社会進出や地域社会活動などへの参加が進んでいますが、政治や行政、企業などにおける政策や方針決定過程への参画については、十分とはいえない状況にあります。それらに対する女性の参画と家庭や地域活動への男性の参加など、男女双方へ働き掛けていく必要があります。

女性を取り巻く労働環境は、男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法などの整備により改善が図られてきましたが、採用や配置、昇進、賃金などの男女格差はいまだに存在しています。労働環境における男女平等を確立するためには、均等な雇用機会や待遇の確保のほか、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する必要があります。

女性にかかわる問題は、社会環境の変化により、心と体の健康に関するものをはじめ、近年のドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）やセクシュアル・ハラスメントなど広範多岐にわたっています。このため、関係機関や団体などとの連携や相談体制の強化などに対する環境整備が求められています。

（２）その対策

ア　学校教育

基礎的な知識の定着とその活用により課題を解決する思考力や判断力を養うため、学習状況の把握や指導方法の改善を図るとともに、学習に対する意欲を高めるため、日常生活に生かせる教育活動の工夫や家庭での学習習慣の確立に努めます。また、障がいのある児童・生徒に対する適切な教育を進めるため、個別の指導計画などの作成や校内支援体制の整備に努めます。

子どもの社会性や豊かな人間性を育成するため、豊かな感性と表現力を育てる読書活動や命を大切にする心と規範意識を育てる教育を推進するとともに、本市の自然、文化、ものづくりの技術を活用した体験的な活動やボランティア活動の推進に努めます。また、いじめや不登校などの早期発見と早期解決のため、校内体制の整備、相談機能を充実するとともに、保護者や関係機関との連携を図ります。

健やかな体の育成を図るため、体力、運動能力の実態に合わせた指導方法の改善やスポーツ少年団などと連携したスポーツ習慣の育成を図るとともに、学校給食や各教科を通じた食育の推進、「早寝早起き朝ごはん運動」の推奨など、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に努めます。

地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校便り、ホームページなどにより学校運営の方針や授業公開などの情報提供を行うとともに、ＰＴＡや学校評議員と連携した学校運営に取り組み、学校の自己評価や外部評価などの結果を公表します。また、学習指導や生徒指導などに関わる教職員の資質や能力の向上を図るため、研修会や研究会への参加を促進します。

小中学校の小規模化による諸課題を克服するため、地域ごとの児童・生徒数の推移や学校配置の状況を見極めながら、地区を単位とした検討、協議のもと、学校再編を進めるとともに、校舎の耐震化や改築など計画的な整備を進め、安全で安心な学校づくりに努めます。また、緊急性や必要性を勘案した教材、機器、設備などの更新や整備に努めます。

新しい時代を生きていくための実践的な力を育成するため、地域と連携した情報教育、国際理解教育、キャリア教育、環境教育などを推進します。

幼稚園においては、幼児教育の振興や就園率の向上に努めるとともに、小学校との連携を図ります。高等学校においては、入学希望者のニーズや適性に応じた学習機会を選択できるよう、関係機関と連携した取組を進めるとともに、私立学校の支援に努めます。また、大学が有する知的資源を活用し、教育・文化の振興を図るとともに、産業振興や国際交流など様々な分野での連携を強め、地域の特性を生かした取組を進めます。

イ　社会教育

市民の多様な学習ニーズにこたえ、自主的な学習活動を支援するため、趣味や教養に関するテーマのほか、時代の要請に応じた講座を開催するとともに、様々な分野の生涯学習に関する情報をインターネットや情報誌を活用して発信します。また、自らの学習成果をボランティア活動などを通じて社会に生かすことのできる仕組みづくりのため、小樽市生涯学習ボランティアリーダーの指導者登録を促進するとともに、情報提供に努めます。

地域や家庭での教育力の向上を図るため、ＰＴＡや婦人学級など社会教育団体への支援に取り組むとともに、家庭教育に関する講座の開催や情報提供に努めます。また、利用しやすい学習の場を提供するため、生涯学習プラザや学校施設の活用を促進します。

市民の学習活動を支援するため、レファレンス機能や大学など他の図書館とのネットワークを活用した情報提供の充実に努めるとともに、郷土資料の収集・保存を進めます。また、子どもたちの読書習慣や図書館の利用を促進するため、幼児・児童を対象とした事業の充実に努めます。そのほか、図書館から遠隔地の住民に対して、移動図書館による巡回、貸出しを行い、地域住民への図書館サービスの充実に努めます。

郷土に対する理解や愛着を深める施設として、地域の自然、歴史、文化に関する調査・研究、資料収集を進め、「見て・触れて・確かめる」展示や特別展、各種講座を開催するとともに、科学実験室を活用した体験イベントの充実に努めます。また、NPO やボランティア団体と連携し、重要文化財旧手宮鉄道施設や鉄道車両の保存と修復を進め、特色ある魅力的な博物館づくりに取り組みます。

優れた文学や美術に触れる機会を拡充するため、小樽に縁のある作家や作品の調査・研究、資料収集を進め、特別展や企画展、講座の充実に努めます。また、文学館や美術館の整備を進め、市民

や関係団体の自主的な活動の場の提供に取り組みます。

ウ　スポーツ・レクリエーション

多くの市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、市民体育大会や各種スポーツ教室を開催するとともに、体育施設や学校施設の利活用を推進します。また、生涯スポーツの振興と地域の交流を図るため、地域とスポーツ団体が連携した総合型地域スポーツクラブ創設への支援に努めます。

スポーツの普及と競技力向上のため、スポーツ団体などの育成に努めるとともに、指導者の養成や選手強化のための講習会等の開催を支援します。また、競技団体と連携し、全国・全道大会開催の環境づくりに努めます。

生涯スポーツの振興へ向けた環境づくりのため、市民プールの建設や既存施設の計画的な整備を進めるとともに、スポーツ・レクリエーション施設の利用促進と有効活用に努めます。

エ　青少年・男女共同参画社会

(ｱ) 青少年

青少年の健全育成を推進するため、子供会など地域で活動する団体への支援に努めるとともに、青少年団体と連携し、地域における活動を担うリーダーの養成に努めます。

青少年の非行防止のため、学校、家庭、地域などと連携し、補導活動の充実に努めるとともに、青少年や保護者の抱える様々な悩みに適切に応じられるよう、相談事業の充実に努めます。また、事件や事故などから自分自身を守る能力を養うとともに、地域で見守り育てる環境づくりに努めます。放課後や週末に子どもたちが安全で安心して過ごせる場を提供するため、放課後児童クラブの充実に努めるとともに、地域ボランティアスタッフの協力の下、地域子ども教室の利用拡大を図ります。

子どもの基本的人権を尊重・保護するため、「子どもの権利条約」の普及と啓発に努めるとともに、その趣旨を踏まえ「子ども会議」などの事業の実施に努めます。

(ｲ) 男女平等参画社会

男女平等参画に対する意識づくりを図るため、女性の人権を尊重する機運の醸成に努めるとともに、家庭や地域、学校などで男女平等参画の推進に向けた情報の収集と提供に努めます。

様々な計画の策定に対し女性の参画を促進するため、市が設置する各種審議会などへの登用を進めるとともに、女性リーダーの養成や女性団体等の育成に努めます。また、家事、育児などや地域活動への男性の参加を促進するため、意識啓発を図る各種講座を開催するなど学習機会の充実に努めます。

就労の場における男女平等とワーク・ライフ・バランスを推進するため、男女雇用機会均等法や育児、介護などの各種制度の周知に努めるとともに、関係機関と連携し、職業能力開発のための研修機会の確保や就労相談体制の充実など、女性の就業機会の拡大に向けた支援に努めます。

男女がともに支え合い、社会のあらゆる分野で対等に参画できる環境づくりを推進するため、自立に向けた生涯学習機会の充実に努めるとともに、性差やそれぞれのライフステージに応じた健康づくりと社会参加の促進に努めます。また、ドメスティックバイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する様々な暴力の根絶に向け、市民への意識啓発の取組や関係機関との連携による相談機能、緊急保護体制の充実に努めます。

（３）計画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6　教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	学校施設・設備改修事業 校舎等耐震診断事業費（小中） 潮見台小学校ほか耐震診断 校舎等耐震実施設計事業費（小中） 長橋・桜町中学校ほか耐震実施設計 校舎等耐震補強事業費（小中） 長橋・桜・朝里小学校及び 朝里・銭函中学校ほか耐震補強工事 校舎等施設整備（小） 全小学校施設整備 校舎等施設整備（中） 全中学校施設整備 校舎洋式トイレ設置事業費（小中） 全小中学校各階男女各１か所は洋式便器を設置 高圧受電設備改修事業（小中） 北手宮小学校・北山中学校ほか７校 転落事故防止手摺設置事業費（小中） 長橋小学校・末広中学校ほか７校 校舎外壁改修事業費（小） 桜小学校 校舎屋上防水改修事業費（小） 色内小学校	 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
	屋内運動場	学校施設・設備改修事業 屋内運動場屋根改修事業（小） 小学校屋根改修 屋内運動場屋根改修（塗装）事業（小） 小学校屋根改修（塗装） 屋内運動場屋根改修事業（中） 中学校屋根改修 屋内運動場屋根改修（塗装）事業（中） 忍路中学校ほか屋根改修（塗装）	 市 市 市 市	
	給食施設	学校給食共同調理場統合・新築事業 学校給食共同調理場統合・新築事業 建設地調整、基本設計、実施設計、解体、 建設工事	 市	
	その他	学校教材・備品等整備事業 地上デジタル放送機器整備事業（小） アンテナ・チューナー・ブースター等を整備 し全小学校で地デジ放送対応 地上デジタル放送機器整備事業（中） アンテナ・チューナー・ブースター等を整備 し全中学校で地デジ放送対応	 市 市	
	(3)集会施設、体育施設等			
	集会施設	町内会館建設等補助金 町内会館等建設助成金 緑本町会館新築、新光南会館補修、 南浜中町内会館新築、新栄町会会館補修ほか	 市	
	体育施設	新・市民プール整備事業 基本設計・実施設計	 市	
	(4)過疎地域自立促進 特別事業	豊かなこころ育成事業 札幌交響楽団コンサート開催経費 質の高い演奏を体感させ、児童生徒の音楽感 覚の向上を図り、豊かな人間性を育てるため、 小中学生を対象とした札響コンサートを実施 している。	 市	

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		教育環境改善事業 マイクロバス運行経費 スクールバス運行経費 バス通学助成事業費（小）（中） 遠距離通学（小学生2㎞、中学生3㎞）している児童生徒の安全性の確保及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、バス定期代を助成しており、５０人以上の対象者がいる小学校には助成に替えてスクールバスを運行している。	市 市 市	
		生涯学習講座開催事業 市民大学講座実行委員会補助金 生涯学習の機会を広く市民に提供するために、道内外から各分野で活躍している著名人を講師に招き講座を開催、多くの市民に様々な学習の場を提供する。	民間等	
		社会教育団体支援事業 「子ども１１０番の家」ステッカー作成事業費補助金 小樽市父母と教師の会連合会として統一ステッカーを作製し、児童の緊急時避難場所として協力してくれる家、店などに表示しているが、そのステッカー作成費を一部補助する。児童の保護のみならず、地域への啓発、犯罪の防止効果も期待できる。	民間等	
		リーダー養成研修事業 青少年健全育成費 地域子ども会などで活躍するリーダー養成を目的とした研修を実施し、地域における活動を担うリーダーを養成する。	市	
		体験交流事業 体験交流事業 青少年の人間関係形成や、規範意識の向上のため地場産品作成や他都市の青少年と交流し豊かな心の育成を図る。	市	
		街頭補導事業 青少年健全育成費 青少年の非行防止のため、少年補導委員による市内巡回を実施	市	
		おたる子ども会議開催事業 おたる「子ども会議」開催事業 子どもたちが自由に意見交換し、お互いの共通点や相違点を理解しあえる交流の機会を提供するため開催する。	市	
		移動図書館整備促進事業 移動図書館整備促進事業 移動図書館（運行車両等）を整備することにより図書館から遠隔にある地域に対する図書サービスを充実させる。	市	

８　地域文化の振興等

（１）現況と問題点

生活水準の向上や高齢化の進行により余暇時間が増大する中で、文化芸術活動を通して精神的な豊かさを求める意識が高まっています。

本市には、文化芸術に親しむ個人や団体が数多く存在しており、それぞれの活動成果の発表機会や生活の豊かさを実感できる文化芸術の鑑賞機会の充実が求められています。また、文化芸術活動を行っている個人や団体が、分野や世代を超えて互いに交流することで活動の活性化が期待されています。

本市には、地域の歴史に根ざした史跡、近代化遺産、無形の文化財など貴重な文化遺産が存在しており、これらを適正に保護し、活用することが求められています。

（２）その対策

地域に根ざした創造的な文化芸術活動を推進するため、文化団体等への支援に取り組みます。また、様々な分野で活動する団体等のアーティスト・バンクへの登録促進とその活動状況についての情報発信を行うとともに、登録団体の育成に努めます。

市民が郷土に対する誇りや愛着を持ち、加えて多くの来訪者が小樽の歴史や文化に触れることができるよう、関係団体と連携し、本市の特性を生かした文化芸術の振興に努めます。

文化芸術活動の発表や鑑賞機会の充実を図るため、小樽市文化祭への市民参加の拡大を図るとともに、能楽堂など特色ある施設や様々な公共施設を活用し、市民の自主的な活動の場の提供に努めます。また、音楽、舞台公演などの鑑賞機会を提供する団体やサークルなどと連携し、市民が優れた文化芸術に触れる機会の充実に努めます。

貴重な文化財を保護し、これらを活用した地域づくりのため、文化財や史跡の保存、修復と関係資料の収集、研究を進め、市民が郷土の文化遺産に触れる機会の充実に努めます。また、無形文化財や伝統文化の保存、継承のため、後継者の育成を図るとともに、保存会などへの支援を進め、市民参加の機会の拡大に努めます。

（３）計画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設			
		文学館・美術館改修事業 文学館・美術館再整備事業 市民ギャラリー・多目的スペース・収蔵庫等の移設・改修及び一原有徳展示室・多目的広場の新設	市	
	(2)過疎地域自立促進特別事業	小樽の特色を生かした文化・芸術の振興 伊藤整文学賞補助金 小樽が誇る文学者伊藤整の名を冠した文学賞を設け、地域文化の発展・振興に寄与する。	市	

９　集落の整備（参加・協働によるまちづくり、コミュニティの維持）

（１）現況と問題点

都市化や核家族化の進行、人間関係の希薄化により、子育て環境や災害に対する備えなど、日常生活に不安が広がっています。また、町内会など地域コミュニティの維持が課題となっています。

その一方で、福祉、環境、教育、文化、まちづくりなど多くの分野でボランティアやＮＰＯなどによる活動が進められているほか、産業振興の分野では、産学官連携の取組も進められています。

住民の市政に対する参加意識の高まりに伴い、市政情報の積極的な提供や市政運営のルールとなる「自治基本条例」の制定に向けた取組が求められています。

住みよく、活力のある地域社会を築くためにも、地域社会を構成する個人や団体などが連携し、協働によるまちづくりが必要です。

民間企業や大学など高等教育機関、研究機関と連携し、それらが持つ知的資源を有効に活用することが求められています。

（２）その対策

市民が求める情報を容易に入手できるようにするため、ホームページや広報誌などの充実により市政情報の積極的な提供に努めます。また、開かれた市政を推進するため、情報公開制度の活用や審議会等の公開を図ります。

市民の意見や提言が反映される市民参加型の市政運営を進めるため、パブリックコメント制度の活用や審議会等の委員公募、懇談会の開催など市政参加と意見聴取の機会の拡充に努めます。また、市民参加の仕組みを定める「自治基本条例」の制定により、市政運営の在り方や進め方を明らかにし、市民、議会、行政が連携したまちづくりを進めます。

市民と行政が一体となったまちづくりのため、地域住民がコミュニティ活動に参加しやすい環境づくりを進めます。また、地域コミュニティの強化を図るため、活動や交流の拠点となるコミュニティ施設の充実に努めます。

様々な分野における自主的なまちづくり活動を促進するため、ボランティア団体やＮＰＯなどの支援に努めます。また、まちづくり活動のリーダー的役割を担う人材の育成支援に努めます。

地域経済の活性化や教育、文化の振興を図るため、民間企業や大学、研究機関との連携を図るとともに、それらが有する専門技術や専門知識を活用した取組を推進します。

市民の発想によるまちなかの活性化や市民交流拡大のため、大学生をはじめとする若者の発想によるまちづくりやまちなかでのビジネスモデルの研究、実践に対する支援を行います。また、高齢者等が自ら行う地場産品の工芸品販売等のコミュニティビジネスへの支援のほか、高齢者の持つ知識や知恵を次世代に継承する各種交流事業を開催するなど、高齢者等の自立的なまちくづくりを推進します。

事業者と連携した長期滞在や2地域移住など移住メニューの提案、充実、本市の特性や空き家バンクを活用した住宅情報のほか、情報発信やＰＲ活動を強化し、市外からの移住の促進を図ります。

（３）計画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
８ 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	町会活動への支援 総連合町会補助金 各地域における生活環境の整備、青少年の健全な育成及び保健衛生の改善などの町会活動に対して支援を行う目的で、補助金を交付する。	市	
		コミュニティリーダー養成研修事業 コミュニティ活動推進経費 まちづくり活動のリーダー的役割を担う人材の育成を支援するため、必要な研修会を実施し、コミュニティ活動の推進役としての指導者育成を図る。	市	

10　その他地域の自立促進に関し必要な事項

（1）現況と問題点

ア　市街地整備

本市は、多くの急傾斜地を持つ地形的な特性があり、また、古くから形成されてきた市街地では、道幅が狭く老朽化した建築物が多く見られます。都市防災や都市機能の面での課題も少なくないことから、安全で快適な都市基盤の整備が求められています。

中心市街地においては、定住人口の減少や商業機能の低下に対して、土地の高度利用や市街地機能の再生が求められています。

周辺の市街地においては、低・未利用地を有効活用するとともに、人口の動向や地域の実情を踏まえた上で、多様化するライフスタイルに対応し、自然環境と調和した整備を計画的に進める必要があります。

イ　新幹線を活用したまちづくり

北海道新幹線は、平成10年に「駅・ルート」が公表され、本市には新小樽（仮称）駅の設置が予定されています。平成17年に新青森～新函館間が着工され、平成27年度の完成が予定されていますが、さらに札幌までの延伸を目指して要望活動が続けられています。

今後予定される札幌までの開通に向けて、新駅とその周辺の整備計画も含めて、新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりを進める必要があります。

（2）その対策

ア　市街地整備

利便性の高いまちなかでの居住推進やにぎわい創出を図るため、空き地・空き家調査に基づき土地等の有効利用を検討し、計画的に開発の誘導を行うなど、よりコンパクトな市街地の形成に努めます。特に、小樽駅周辺地区においては、土地の高度利用や都市機能の更新、都市防災の向上のため、面的整備の調査、検討を進めます。また、旧国鉄手宮線等の地域資源を活用し、市民や観光客の回遊性の向上に努めます。

自然環境との調和を図りながら、快適な都市環境と機能的な都市活動を確保するため、低・未利用地の有効活用を促進するとともに、地域の特性を踏まえ、多様化するライフスタイル等に応じた計画的な整備に努めます。

イ　新幹線を活用したまちづくり

利用者の利便を図るため、新駅と市街地や観光拠点などとのアクセス機能の充実や新駅周辺地域の計画的な整備に向けた取組を積極的に進めます。

（３）計画

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
９　その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1)過疎地域自立促進特別事業	基金積立 基金積立事業	市	
	(2)その他	旧国鉄手宮線活用事業 旧国鉄手宮線整備事業費 休憩施設及び案内サイン等整備工事 用地買収Ａ＝15,218㎡、散策路整備Ｌ＝1,160m	市	